

農林水産省 令和2年の地方からの提案等に関する対応方針に対するフォローアップ状況

管理番号	提案区分	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	制度法の所管府県	団体名	その他特記事項	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>	各府県からの第1次回答	各府県からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	
											支障事例	見解
25	B 地 農地 方に対する規制緩和	農業・農地	自作農創設特別措置法に基づく農地買戻しに関する関係登記の簡素化 ・自作農財産紛争処理等連絡協議会開催スケジュールの明確化 ・自作農財産紛争処理等連絡協議会で時効取得が認められなかった場合に必要となるため、その収集が占有者にとって困難なものとなっている。現在、県営土地改良事業区域内で発見されており、事業の進捗に影響している。	国が戦後の農地解放で自作農創設特別措置法により農地を買戻した際、特別により簡易な登記(額外登記)を行っていたが、法務局が額外登記を看過して旧所有者からの登記申請を受け付け、二重登記となった事例が発生している。私人による登記を排除し二重登記を解消するには、関係者全員から当該登記を削除することについて、承諾書を徴集する必要があるが、その事は法務局民事行政部長通知により県が行うことになっている。しかしながら、複数回二重登記が看過された場合は相続等により県が多数になり、また、法務局の過失が要因にあることから関係者の理解を得られず、承諾を得られない場合が多い。二重登記の名義人から時効取得の申出があった場合は、自作農財産紛争処理等連絡協議会に諮る必要があるが、不定期開催のため迅速な解決が難しい。また、当該協議会で時効取得を主張する際に、根拠資料として、昭和時代の資料が必要となるため、その収集が占有者にとって困難なものとなっている。現在、県営土地改良事業区域内で発見されており、事業の進捗に影響している。	公共事業をはじめとする土地取引の内滑り、住民の負担軽減、都道府県における事務負担軽減。	法務省、農林水産省	宮城県、秋田県、長野県、三重県、広島県		福島県、茨城県、鳥取県、愛媛県 ○当県でも、自作農財産創設措置法に基づく買戻である旨の額外登記(耳登記)を法務局が見落とし、買戻後に旧所有者から前所有者に相続登記されたが、近年になり更にその息子が相続した際に、法務局が額外登記を理由に所有権移転登記を受け付けない事例がある。 ○事故物件の関係者等から相当数の相談がある。発生要因は法務局の見逃しにあるにもかかわらず、処理は県に委ねられ、県には過重な負担となっている。 提案の実現により、二重登記名義人の立場の安定化と都道府県の事務負担軽減が図られるとともに、法務局も参画することによる処理の進捗が期待できる。 ○現在、不法占有等において案件を一つ一つ解消していくとする場合、その事業に対しての人数や時間等も含めた労力が多大に消費されるような成果が上がり、問題の解消に至るまでに数年～数十年要する事案が確認されている。また、平成20年代後半から現在にかけて新規発見された自作農財産においては、発見時に20年をすでに経過し占有者が時効を援用すれば所有権を移転できると考えられる土地も発見されている。	固有農地について時効取得の主張がされた場合には、自作農財産紛争処理等連絡協議会(以下「自紛」という。)を開催し、自紛で時効取得が認められたときは、その判断内容に基づいて国が所有権の移転の登記等の責任を。自紛の開催については、柔軟な開催を促す観点から、出席者、付議事業の所在地を管轄する法務局、農政局及び都道府県の委員のみ(それまでは、管轄する法務局と農政局の管内全ての都道府県が出席)に足りることを内容とする通知の改正を平成31年3月に行なったこと。 その上で、自紛の開催状況、自紛における時効取得の成否の判断に関する手続については、迅速かつ円滑な処理を図る観点からその実態を調査する。 地方、自紛で時効取得が認められなかった場合の法務局における職権消除の義務性については、被買収者からの所有権の移転の登記等が記録されている以上、登記権利者となった者の十分な手続保障との関与がないまま、登記官の職権によりこれらの者の登記上の利益を奪うこととなる制度の創設は許されないと考える。	第一次回答で示されている出席対象者の種小など、一定の改善が認められるが、時効取得の主張があった場合の協議会開催に係る期間が定められていないなどの問題もあることから、引き続き運用の改善を求める。 自紛の開催状況、自紛における時効取得の成否の判断に関する手続に係る実態調査は、関係府県において地方農政局、地方法務局、都道府県等に対して速やかに実施し、その結果を有意義な議論の材料としていただきたい。 また、登記官による登記の職権消除に関しては、 ① そもそも、二重登記名義人(以下「名義人」という。)が議した所有権移転の登記は、一物一権主義に照らし合わせると法的に無効なものであると解される。よって、当該登記に「登記上の利益」があるとは考えにくい。 ② 通常、法務局においては、所有権の登記申請時に、登記原因を証する情報として売買契約書の提出を求めるなど一定の実態的判断を要しており、その結果、所有権の取得が認められない場合は、不動産登記法(以下「法」という。)第25条に基づき申請の却下をし、適正な権利の所在を公示している。 一方、本件においては、法務局もメンバーに含む協議会において、登記申請同様権利はそれ以上判断材料を用いて実態的判断を要して、名義人に時効取得を認めず、所有権がないとしたにも関わらず、名義人に所有権があると公示しているのは法務局における適正な事務として矛盾している。 協議会による十分な検討をした結果、時効取得を認められない場合に、名義人に所有権があるとする限った登記公示は続けることは、公示を信じて取引等をする者の信頼利益の保護の観点からも好ましくなく、法の目的にも反する。 そもそも、二重登記の状態を出現させたことについて、都道府県に責任はないと、現実的に登記を抹消するための承諾書を都道府県が収集することは困難である。二重登記を看過した法務局の責任において職権消除するよう、前向きに検討いただきたい。	
76	B 地 農地 方に対する規制緩和	農業・農地	農業振興地域制度に関するガイドラインにおける「事業完了」の取扱いの見直し	農業振興地域内の農用地区域からの除外については、法令において「工事が完了した年度の翌年度の初日から起算して8年を経過した土地である」となっており、農業振興地域制度に関するガイドライン第16-2-(3)-⑤においては、「工事が完了した年度」とは、事業の効果が全体的に発現するのとは事業全体が完了する時点であること及び第三者からみて8年を経過したかどうかが明確である必要があることから、工事が完了した年度における工事を完了した年度の翌年度と解されることとされている。 一方で、左岸側については、九州農政局より平成21年1月に「工事の完了予定の通知」を受けるとともに、平成22年1月には土地改良法施行令第52条の2に基づき、「負担金の支払い期間の始期(指定)通知」を受け、平成22年度から同事業に係る負担金の支払いを開始している。 このことは、地方農政局としても事業効果の発現は認めていた。証であると考えられる(土地改良法施行令第52条の2第4項第1号でも、「地域内にある土地の一部につき当該事業の完了によって受けるべき利益の全てが発生した」と等と認められる場合の負担金の支払い始期が規定されている)、事業効果の発現が、農用地区域からの除外に係る起算点として認められない限りは、現行制度は合理的なものであると考える。 また、国営土地改良事業に係る特別徴収金については、当該事業の受益地が事業完了後8年を経過する日までの間に目的外用途に転用された場合に徴収できるとされているが、この地域の8年間の起算日については、当該地域については、その旨を認めたことをもって「工事が完了した年度」としてほしい。 また、当該事業によって受けるべき利益が全て発生したと認められる一部の地域については、農林水産大臣が積極的にその旨を認めてほしい。	事業効果が発現した土地については農林水産大臣が積極的にその旨を認めることとされている。 一方で、左岸側については、九州農政局より平成21年1月に「工事の完了予定の通知」を受けるとともに、平成22年1月には土地改良法施行令第52条の2に基づき、「負担金の支払い期間の始期(指定)通知」を受け、平成22年度から同事業に係る負担金の支払いを開始している。 このことは、地方農政局としても事業効果の発現は認めていた。証であると考えられる(土地改良法施行令第52条の2第4項第1号でも、「地域内にある土地の一部につき当該事業の完了によって受けるべき利益の全てが発生した」と等と認められる場合の負担金の支払い始期が規定されている)、事業効果の発現が、農用地区域からの除外に係る起算点として認められない限りは、現行制度は合理的なものであると考える。 また、国営土地改良事業に係る特別徴収金については、当該事業の受益地が事業完了後8年を経過する日までの間に目的外用途に転用された場合に徴収できるとされているが、この地域の8年間の起算日については、当該地域については、その旨を認めたことをもって「工事が完了した年度」としてほしい。 また、当該事業によって受けるべき利益が全て発生したと認められる一部の地域については、農林水産大臣が積極的にその旨を認めてほしい。	農林水産省	福岡県、九州地方知事会	愛媛県、久留米市	○ネットワーク型のコンパクトな都市づくりに取り組む中で、位置的ポテンシャルの高い鉄道駅周辺への都市機能とそれを支える人口の維持・誘導を目指している。しかしながら、当市も事業対象となっている土地改良事業は、50年の事業期間を有しており、その事業地は県にまたがる膨大な面積となっている。地区全体における工事が完了後8年経過するに、今後50年以上を必要とするため、農業者も含めた市民全域での持続可能な都市づくりの展開に支障をきたしている。そのため、地域の実情に応じた部分完了をもって工事の完了の日と解釈できるなど、弾力的な解釈を要望する。	農用地区域内の土地を農用地等以外の用途に供することを目的として農用地区域から除外する条件については、農業に関する公共投資により得られる効用の確保を図る観点から、土地改良事業等の工事が完了した年度の翌年度の初日から起算して8年を経過した土地であることとしている。この場合において、「工事が完了した年度」としては、事業の効果が全体的に発現していること及び第三者からみて8年を経過したかどうかを明確である必要があることから、農業振興地域制度に関するガイドラインにおいて「工事が完了した年度」としては、工事が完了した年度の翌年度と解することとされている。しかしながら、工事が完了した年度においても、その工場の一部が完了している一定の地域については、事業の完了によって得られる効果の全てが発現しているとは農林水産大臣が認める場合は、これを「工事が完了した」として解することとされていることから、当該一定の地域については、事業の完了によって得られる効用の全てが発生したと農林水産大臣が認める時点も「工事が完了した年度」と取り扱うよう、農業振興地域制度に関するガイドライン改正を行う。	平成22年度に農林水産大臣が、効果の全てが発現したと認めた本件の地域について、改正後のガイドラインの要件を満たすものとしていただきたい。 また、ガイドライン改正時期についても、お示しいただきたい。	
84	B 地 農地 方に対する規制緩和	農業・農地	土地改良事業関係補助金等に関する要件緩和	以下に掲げる「軽微な変更以外の変更」の要件から、「90パーセント」とある部分については「50パーセント」と、「400万円」とある部分については「1000万円」と改正することを求める。 【土地改良事業関係補助金交付要綱】 ・第9の(1)ア(ア) ・(イ)及び(2)ウ(ア)、第9の3(2)ア、第9の6(1)、第9の8(1)イ【農地防災事業等補助金交付要綱】 ・第8(1)ア(ア)及び(イ)a、(2)ウ(ア)	地区における経費の配分や事業量の異なる内容から、地区における経費の配分が規定されている。「軽微な変更」を除き、改められた内容については、各補助金における「軽微な変更」の要件が定められているが、現行の要件に基づくと、大半の案件が「軽微な変更」に該当せず、地方農政局への変更申請が必要となっている。(本県においては、令和元年当初予算分の土地改良関係事業については交付申請が41件だったのに対し変更申請が94件、農地防災事業については交付申請が54件だったのに対し変更申請が25件と、全体の申請のうち6割程度が変更申請となっている。) 本県は他の都道府県に比べて台風の影響が発生しやすく、補修工事等を行う頻度が高いことから、令和元年度の協議会に基づき、今回改める制度改正による効果も試算したところ、3分の1程度の変更申請が不要になるとの結論が得られた。	農林水産省関係補助金交付要綱第8条第1号イ及びロ 土地改良事業関係補助金交付要綱第6、第9条 農地防災事業等補助金交付要綱第8条	鹿児島県、九州地方知事会	北海道、福島県、新潟県、豊田市、長崎県、熊本県、宮崎県	○提案事項は、都道府県が行う事業(都道府県営)に係る内容であることから、当市においては支障事例はない。しかしながら、支障事例に記載のとおり近年の自然災害が多発する状況において、緊急性を要するものに関しては機動的に対応できないことから、団体が行う事業(団体営)も含めて制度改正が望まれる。 ○当初申請し承認を得た内容で事業を進めていくが、様々な要因で内容を変更していく必要が生じている。「軽微な変更」の範囲内で収まることは少なく、変更申請が必要になるが、申請から承認までのタイムラグがあるため、緊急性を要するものに対応できない場合がある。そのため、「軽微な変更」の範囲をもう少し補助事業者の裁量に任せたいければ、現場もスムーズに進めることができると思われる。 ○土地改良事業関係補助金等に係る変更申請の要件が緩和されれば、変更手続が不要となるケースが増え、緊急時において迅速な対応が可能になると考える。 ○当県においても当該年度の事業計画見直しに伴う事業量変更、地区間での予算活用中回からの追加割当等に伴い、「軽微な変更」では処理できない事案は毎年、複数発生しており、その都度、変更申請を行っている状況である。	土地改良事業関係等の補助金については、国が事業毎の予算を配分し事業量や歩を把握し、補助目的の達成に資するよう確保を行う必要があることから、変更承認申請の手続を定めることを御理解いただきたい。 なお、変更承認申請が必要となる要件については、近年の事業実施状況の変化を確認しつつ、一定程度の緩和を行うことが可能かどうか検討していきたい。	近年の自然災害が多発する状況下において、迅速な補修工事等の災害対応が必要であるが、農政局への変更申請等に要する時間が支障となっていることから、こうした実情も踏まえて出来る限り速やかに検討いただき、要綱を改正するようお願いいたします。	

農林水産省 令和2年の地方からの提案等に関する対応方針に対するフォローアップ状況

各府省からの第1次回答を踏まえた追加提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答	令和2年の地方からの提案等に関する対応方針(令和2年12月18日閣議決定)記載内容 ※提案提出年以降の対応方針に記載があるものは当該対応方針の記載内容を < 当該対応方針決定年 >として表記	対応方針の措置(検討)状況			
見解	補足資料					措置方法(検討状況)	実施(予定)時期	これまでの措置(検討)状況	今後の予定
			<p>〇自作農財産紛争処理等連絡協議会(以下「自紛」という。)の開催状況、自紛における時効取得の成否の判断に関する基準、都道府県が時効完成と判断した自紛への付議に至らなかった案件・件数等について、必要最小限度で等に調査した上で、その結果を踏まえ、迅速かつ円滑な処理を図る観点から、自紛に係る制度及び運用の見直しについて検討し、2次ヒアリングまでに見直し方向性を示していただきたい。</p> <p>〇法務局の案内登記審通による二重登記について、都道府県に承諾書の徴収の事務を負擔させる運用は、不合理である。したがってそのような場合に、原因者である法務局が責任をもって二重登記を解消することについて、2次ヒアリングまでに検討いただきたい。</p>	<p>近年、自作農財産紛争処理等連絡協議会(以下「協議会」という。)を開催した地方農政局及び都道府県に対し、時効取得の処理の実現促進を実施中である。調査結果を踏まえ迅速な事業処理を行う観点から、①事業に係る地方農政局、法務局及び都道府県の3者による事前調整を行う仕組み、②の事前調整に当たり、都道府県が提出する必要がある事項の範囲の明確化、③協議会の開催の進め方について検討する。</p> <p>なお、第三者が買受動機に応ず、かつ、事前打合せや協議会において時効取得が認められない案件は、当該土地の所有権の帰属に争いがあり、裁判によって解決するほかならないものであることから、都道府県に対し、登記の譲託のための承諾書の取得に係る事務を求めないこととする。この場合において、協議会における手続に訴訟と同様の手続保障や法的な効力が認められない以上、登記官の職権においてこれらの者の登記上の利益を奪うこととなる法務局における履権消滅の義務化のような制度の前設は困難であり(裁判昭和37年1月23日民集第16巻第1号110頁)、国が第三者を被告とする抹消登記手続請求訴訟の提起をすることで解決が図られるべきである。</p>	<p>5【農林水産省】                      (7)農地法(昭27法229)                      (四)国有地の占有者から取得時効の完成を主張された場合に開催する自作農財産紛争処理等連絡協議会(以下「協議会」という。)の運営については、迅速な処理及び都道府県の事務負担の軽減を図る観点から、「自作農財産に係る取得時効の取扱いについて」(昭51農林省構造改善局長)及び「自作農財産紛争処理等連絡協議会の設置運営について」(昭51農林省構造改善局長)を改定し、以下の措置を講ずる。                      ・占有者から時効取得の申出を受け付けた場合は、速やかに法務局又は地方法務局、地方農政局及び都道府県の3者で事前調整を行うこととする。                      ・事前調整において取得時効の完成について検討した結果、協議会に付議しない判断した場合は、地方農政局は申出者に対して、書面によりその理由を通知することとする。                      ・申出者が提出する書類及び都道府県が準備する書類については、取得時効の完成を証明するための必要最小限のものとし、明確化する。                      ・協議会は、定期的に開催することとする。                      【措置済み(令和2年12月4日付け農林水産省経営局長通知)】                      (iv)自作農創設特別措置法に基づく買収による登記が看過され、占有者等への所有権の移転の登記(以下「二重登記」という。)がされた国有農地については、以下の措置を講ずる。                      ・占有者等の登記の抹消に係る承諾書の取得などの二重登記を解消するための事務は都道府県の管理事務に含まれないことを、地方農政局及び都道府県に通知する。                      ・二重登記に關し占有者等への売払いや協議会における時効取得に関する手続が利用可能であることについて、法務局及び地方法務局において占有者等に情報提供することとし、その旨を法務局及び地方法務局に通知する。                      【措置済み(令和2年12月4日付け法務省民事局民事第二課事務連絡、令和2年12月4日付け農林水産省経営局長通知)】                      (関係府省:法務省)</p>	通知	令和2年12月	<p>「自作農財産に係る取得時効の取扱いについて」(昭和51年9月21日付け51構改第1058号、農林水産省構造改善局長通知)の一部改正(令和2年12月4日付け2経営第2210号)</p> <p>「自作農財産紛争処理等連絡協議会の設置運営について」(昭和51年9月30日付け51構改第1058号、農林水産省構造改善局長通知)の一部改正(令和2年12月4日付け2経営第2210号)</p> <p>「自作農創設特別措置法による買収嘆託登記を看過し、第三者への所有権の移転の登記がされている土地の二重登記の解消について」(令和2年12月4日付け法務省民事局民事第二課事務連絡)</p>	
	<p>【全国町村会】                      提案団体の意向及び関係府省の回答を踏まえ、ガイドラインの改正を速やかに行うように求める。</p>	<p>一部の地域に係る負担金の支払期間の始期を決定した年度など、どのような場合に「工事が完了した年度」に該当するか明確になるよう、早急にガイドラインの改正を速やかに行うように求める。</p>	<p>ガイドラインを改正し、工事が完了公告前であっても、土地改良事業等の施行区域内にある一部の土地につき、当該事業の完了によって受けるべき利益の全てが発生したと国が認める場合は、これを「工事が完了した」と解し、国がその旨を公表することを規定することとした。</p> <p>なお、ガイドラインの改正は、令和2年中を予定している。</p>	<p>5【農林水産省】                      (12)農業振興地域の整備に関する法律(昭44法58)                      (ii)「農業振興地域制度に関するガイドライン」(平12農林水産省構造改善局)については、以下のとおり改正する。                      ・農用地区域内の土地を農用地区域から除外するにを行う農用地区域の設置(19条2項)については、当該変更に係る土地が土地改良事業等の施行に係る地域内にある土地(10条3項2号)に該当する場合、当該事業の「工事が完了した」年度の翌年度の初日から起算して8年を経過した土地であることが必要である(施行令9条)とご。当該事業の施行に係る地域内にある土地の一部につき、農林水産大臣が当該事業の完了によって受けるべき利益の全てが発生したと認め、負担金の支払期間の始期を指定する旨を都道府県に通知した場合には、当該土地の一部については、当該通知において利益の全てが発生したと認める日を含む年度に「工事が完了した」とする。                      【措置済み(令和2年11月5日付け農林水産省農村振興局長通知)】</p>	通知	令和2年11月5日	<p>措置済み                      「農業振興地域制度に関するガイドラインの制定について」の一部改正について(令和2年11月5日付け2農振第2042号農林水産省農村振興局長通知)</p>		
			<p>土地改良事業関係補助金及び農地防災事業等補助金の各交付要綱において、変更承認申請を必要としている要件については、近年の事業実施状況の変化を踏まえ、一定程度の緩和を行うこととした。</p>	<p>5【農林水産省】                      (15)土地改良事業関係補助金及び農地防災事業等補助金の各交付要綱(土地改良事業関係補助金交付要綱(昭31農林省)及び「農地防災事業等補助金交付要綱」(昭31農林省)に定める農林水産大臣の承認を要しない軽微な変更については、地方公共団体等が事業を迅速に実施できるよう、令和3年度交付分から対象を拡大するとし、土地改良事業関係補助金及び農地防災事業等補助金の各交付要綱の一部改正通知を发出(令和3年4月1日)した。</p>	通知等	令和3年4月	<p>農林水産大臣の承認を要しない軽微な変更について、地方公共団体等が事業を迅速に実施できるよう、令和3年度交付分から対象を拡大するとし、土地改良事業関係補助金及び農地防災事業等補助金の各交付要綱の一部改正通知を发出(令和3年4月1日)した。</p>		

管理番号	提案区分 区分 分野	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な実施事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の 利便性の向上、行政の効率 化等)	補助法令等	制度の 所管 ・関係 府 省	団体名	その他 特記事項	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支援事例(主なもの)＞		各府県からの第1次回答	各府県からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	
										団体名	支援事例		見解	補足 資料
85	地方に対する規制緩和 農業・農地	経営体育成促進換地等調整事業(農業競争力強化農地整備事業)における事業の実施時期の見直し	経営体育成促進換地等調整事業(農業競争力強化農地整備事業)は、農地整備事業等(以下、「ハード事業」)の実行予定地区において、農用地利用状況等の調査や関係者間の合意形成、換地設計基準の作成等の費用に對する農林水産省の補助事業である。当該事業について、ハード事業採択前の前年度又は前々年度という事業の実施時期(交付対象の期間)の限定を緩和し、実施計画策定事業(農業競争力強化農地整備事業)と同様に、地域の実態に即した任意の1〜2年間で実施できることとしていただきたい。	当該事業は、地元(市町村や土地改良区など)が取り組む換地調整に要する期間のうち、特に事業費が必要となる期間と、交付対象とする期間が一致していない場合がある。また、ハード事業採択の前年度には国のヒアリングが開始されることを踏まえれば、それまでに事業計画が完成している必要があり、当該事業を活用できる期間はより限定される。 当県では、ハード事業採択の3、4年前から、当該事業の補助対象である地元との調整を行っている地区が多くなる。例えば、地域の総意による農業振興を図るとい観点から、現場としては、当該事業についての同意を100%取得することを目標に事業を進めている。そのため合意形成等に困難な土地は除外を行うなど、地区境界の再設定や計画の再検討が必要になることから、換地等調整には多くの時間が掛かっている。 ①事業採択4年前 地区内農地等状況調査等(約480万円) ②事業採択3年前 地区内農地等状況調査、地区内アンケート調査等(約230万円) ③事業採択2年前 地区内農地等状況調査等(約200万円) ④事業採択前年: 合意形成促進、地域農業活性化等(約40万円) このような地域の実情により早期の事業着手が必要な状況があるにもかかわらず、現在の仕組みでは、当該事業を可能な限り前々年度から実施しようとするインセンティブが働く仕組みになっており、地域の実態に即した事業実施ができないことが支障となっている。 なお、要領別紙2第3事業の対象地区では、実施計画策定事業と当該事業どちらも「農地整備事業等の実施が予定されている地区」となっており、当県では、農林水産省に採択申請を提出する前に、県の計画審査会により事業化の妥当性を審査していることから、当該事業実施時点で、ハード事業の実施見込については一定の担保がなされているものである。 以上のごときより、都道府県がハード事業実施の見込みを担保することも可能であるため、地域の実態に即した任意の1〜2年間で実施できることとしていただきたい。	本事業の各メニューを効果的に実施するために、国の施策に沿ったハード事業が実施されやすくなり、農地の集積集約化や担い手の確保に資する。 また、適切な事業計画の策定により、ハード事業の事業主体となる都道府県の行政コストの削減や事業実施の効率化等の効果が期待できる。	農業競争力強化農地整備事業実施要領	農林水産省	千葉県		○支援事例に記載のとおり、農地整備事業の実施に際しては事業採択前年度までに事業計画策定業務を終えておく必要があることから、本市においては換地等調整、宮農計画策定、促進計画策定等の調査・調整等に5程度前年から着手している。よって、当該事業実施に際しては市単独採択、京浜松、宇津事業により実施している状況。提案内容のとおり、地域の実態に即した任意の1〜2年間で実施することで、事業実施の効率化が期待できる。 ○ハード事業採択の前年度には国のヒアリングが行われる(＝事業計画が完成している必要があるが、換地等調整が完了していないため、実際の農地の状況が正しく反映されないまま事業の計画が作成される場合がある。 ○ハード事業採択見込みであれば、実施計画策定(農業競争力強化農地整備事業)と同様に、地域の実態等実態に即した任意の1〜2年間で実施できることとしていただきたい。	換地等調整(経営体育成促進換地等調整事業)については、事業の予定区域が定まった後において適用されるものであり、その作成は換地計画を策定するための基準となる「換地設計基準」の作成であることから、実施時期を事業採択前年度の前年度又は前々年度としている。 なお、単なる地元との合意形成や事業参加の意向確認を行うための調査ではないことを申し添える。 御提案の内容については、今後現場における実情を調査させていただきたく考えているので、御協力をお願いしたい。	換地等調整(経営体育成促進換地等調整事業)は、換地計画を必要とする土地改良事業実施予定地区において、地区内の農用地利用の状況、関係農家の意向等の把握及び事業実施後の農用地利用の状況を見据え、経営主体への農用地の利用集積を早急に進めていくための合意形成等を進めるとともに、換地計画を策定するための基準となる換地設計基準を作成するものであるが、本県では、関係農家の意向等の把握や合意形成に多くの時間を要するため、事業の予定区域を定め、経営体育成促進換地等調整事業実施要領の4に掲げる業務を事業採択の3年以上前から実施している。 各実施主体、各実施予定地区において取り組むスケジュール等の実情が異なることと見られることから、現場における実情の把握のため、早急に全面的な調査を行った上で、本事業の実施目的が実現できるように、地域の実態に即した任意の期間で実施できるよう制度改正をお願いしたい。		
87	地方に対する規制緩和 農業・農地	都道府県が管理する国有農地の農耕賃付及び売払いの時の農家要件の緩和	都道府県が管理する国有農地については、農地法第9条2項の規定により農家要件の緩和を行うことができない場合がある。一方、借受者からの解約希望は一般の方からの借受け希望があっても賃付けができない場合がある。また、不法賃付が行われていても、新規賃付ができない状況にある。 ②売払い 同様に、農地として売払う場合には、買受人が耕作の事業に供すべき農地の面積の合計が50アール以上であることが求められるが、それ以外の農地取得希望者に売払いできないため、国有農地の早期処分に伴う支障を生じている。現在、農耕賃付を受けながら、借受地に不法工作物を設置する等の無断転用した者については、既往使用料を徴収後、転賃賃付を行い、売払うことが可能であるにもかかわらず、農地として耕作し、売払う場合には、上記の要件が求められているため、県民からは不公平との声が上がっているところ、不法占拠を増長し、非農業利用の売払いを助長する仕組みとなっているのではないかと考える。 売却後の継続的農業地利用を担保するために、取得後一定期間は転賃を禁止する等地域の実情に合わせた条件を設けることで、合計50アール以上の要件等の一律の規制は不要ではないかと考える。	国有農地について農地としての賃付又は売払いを行うことが可能となること、小規模であるが貴重な農地の有効活用が図られ、耕作放棄地の減少、管理費用の削減となる。 なお、自家用農作物生産のための農地であっても、農地として1項の現況により、農地法第8条第1項、農地法等の一部を改正する法律第17号、平成21年改正法施行後において、農地法第44条の3第1項の規定により、農地法施行令第30条、農地法施行規則第9条、農地法等の一部を改正する法律第17号に定める農地法第3条第3項第5号の適用除外が必要と考える。	農地法第3条第2項第5号、農地法等の一部を改正する法律第17号、平成21年改正法施行後において、農地法第44条の3第1項の規定により、農地法施行令第30条、農地法施行規則第9条、農地法等の一部を改正する法律第17号に定める農地法第3条第3項第5号の適用除外が必要と考える。	農林水産省	千葉県	茨城県、長野県、奈良県、奈良県、奈良県	○当県でも、①農耕賃付については、管理耕起を依頼している相手方に、直ちに農耕賃付できない事業があるほか、②農業利用目的の売払いについても、土地改良事業(基礎整備事業)によって従前の耕作の跡地に換地された国有農地の一部が、当該耕作者に買受資格がないため、売払いの見通しが立っていない。 ○農耕賃受者から国有農地の買受け希望(農地売払い)があるにもかかわらず、当該借受者が3条件を満たさないことを理由に処分を苦慮している事例は多々あるため(農耕賃付地101件中、借受者が農地として取得を希望している事例は20件)、3条件要件を例外的に緩和することで、処分の迅速につながるものとする。 ○農耕賃付については、当県においても、借受人が高齢化し、農耕賃付を解約する事例が毎年1〜2件ある。解約された土地については、県で管理することとなるが、草刈り等の管理費用が年々増加しており、対応に苦慮している。今後さらに解約される土地が増加することが見込まれることから、柔軟な賃付けを行うことを含め多様な管理方法の検討が必要である。 ②売払いについても当県において、農耕賃受者から買受の申し出があるものの、農地法上の買受要件を満たさないことから、売払いできず、解約となった事例がある。特に国有農地については、当時小作人であっても経営面積が基準以下であったり、将来市街化の進展が予想された土地は、売払保留されたため、農耕賃受者(当時の小作人)としては本来であれば自身で売渡しをすべき土地であったという認識が強い。提案案の意見と同様に取得後一定期間は転賃を禁止する等地域の実情に合わせた条件を設けたうえで、農耕賃付者に売払い可能な制度改正が必要である。 ○当県においても、借受者との解約が進んでおり、これまで借受者が拒否してきた国有農地の管理について、県が市町村にお願いで草刈り等を行っているものの、対象地の増加に伴って人的・金銭的コストが増えている。なお、国有農地の借受者は、買受希望があっても下限面積を満たしていないために、売渡しを受けることができない場合が多い。 ○現在のところ具体的な事例は生じていないが、取得希望者に対する対応はタイミングが重要であることから、迅速な対応が望まれる。 ○当県が管理する国有農地で農耕賃付地はいずれも狭小耕作条件が良くない物件がほとんどである。借受者から農耕賃付地の取得希望があるものの、借受者が農地法第3条第2項に定める下限面積要件を満たすことができずに処分できなくなっている事例があることから、国有農地の処分を迅速に進めるため、農耕賃受者への賃付地の売渡しについては農地法第3条第2項第5号の適用除外が必要と考える。	国有農地の耕作目的の賃付地(農耕賃付地)は、買取当時から小作地が大部分であり、これは、経営規模が等価であることから、小作人への売渡しは保証され、賃付けが継続されたことによるものである。 一方で、新規の賃付け等は、農地法第3条第2項第5号の要件を満たす者に対し行われてきたところである。 農地法に基づく農地の権利取得における下限面積の要件(取得後農地の面積の合計が50アール以上)については、農地が生産性の高い農業経営によって効率的に利用されることを目的としており、上記の経緯も踏まえ、国有農地のみこの要件を不要とすることは困難である。 なお、農地法第3条第2項第5号の要件については、農地法施行規則第17条により、農業委員会が地域の実情に応じて適当と認められる面積に引き下げることができるよう措置しているところであり、これにより、国有農地等についても、耕作に意欲のある者に新規の賃付けや売払いができるものとする。	国有農地等については一般農地と異なり早期処分を求められている中で、一般農地と同様の要件を設けて処分の促進を妨げていることは、国の施策としての統一性が図られていないといえる。 現在残っている国有農地等は、県内に散在し、ほとんどが面積が極小のため、一定規模の経営を実現しようとする者からの利用希望は望めない。そのため、長期にわたり適正に耕作してきた農耕賃受者等に売払いを行わないとすると、今後も長期にわたり国有農地の処分はできないこととなる。 また、無断転用等により下限面積要件なく農地取得が可能状況に対し、適正な農地利用をしてきた者から不公平との声も上がっており、県に対する不信感につながりかねないことから、早期処分促進に向けて要件緩和を求める。 下限面積要件を農業委員会が設定することが可能であるとしても、本県での農耕賃付面積は1筆17アール未満のものが相当数ある。 10アール未満の面積設定にあたっては、遊休農地等が相当程度存在し、小規模農家の増加により周辺農地の効率的利用に支障を生ずるおそれがない区域に限って、新規就農を促進するために適当と認められる面積を設定できることとされている。国有農地の売払いのためだけに、下限面積要件の引き下げを設定することは現実的に難しい。 加えて、極小な単位で面積を設定することは、当該区域の農業委員会に別割の面積を定めるための調査、周辺農家の意向確認、公示等煩雑かつ膨大な事務を強いるもので不適切である。 本来であれば、国で管理すべきものでありながら、都道府県に対して国有農地等の管理業務を強いており、かつ戦後70年以上経過し、未だ早期処分が実現されていない状況を踏まえて、現行制度による農業振興の側面だけでなく、財産処分の観点から、早急に見直しをいただきたい。			

各府省からの第1次回答を踏まえた追加提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答	令和2年の地方からの提案等に関する対応方針(令和2年12月18日閣議決定)記載内容 ※提案提出年以降の対応方針に記述があるものは当該対応方針の記載内容等 <当該対応方針決定年>として併記	対応方針の措置(検討)状況			
見解	補足資料					措置方法 (検討状況)	実施(予定) 時期	これまでの措置(検討)状況	今後の予定
		【全国町村会】 提案団体の意見を十分に尊重し、積極的に検討していただきたい。		提案事項に係る実態を確認するため、地方分権改革推進室とともに、提案団体及び追加共同提案団体に対して実態調査を行っているところであり、その結果を踏まえて検討することとしたい。	<令2> 5【農林水産省】 (13)農業競争力強化整備事業 農業競争力強化整備事業のうち、経営体育成促進換地等調整事業については、当該事業の予定地区において実施する土地改良事業が採択される前年度又は前々年度から実施することに限られているが、地域の実情に応じた時期に実施することを可能とする方向で検討し、令和2年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。  <令3> 5【農林水産省】 (18)農業競争力強化農地整備事業 農業競争力強化農地整備事業のうち、経営体育成促進換地等調整事業については、当該事業の予定地区において実施する土地改良事業が採択される前年度又は前々年度から実施することに限られているが、令和4年度事業から地域の実情に応じた時期に実施することが可能となるよう、「経営体育成促進換地等調整事業実施要領」(平6農林水産省構造改善局長)を改正する。	通知等	令和4年4月1日	令和4年4月1日付け3農振第2953号にて「経営体育成促進換地等調整事業実施要領」(平6農林水産省構造改善局長)を改正。	
			各地域の実情に応じ、農業委員会が下限面積の要件として設定できる別段の面積の実態(別段の面積の規模別の状況、設定に要する手続的負担等)について必要最小限度で早急に調査した上で、現行制度の別段の面積の設定では提案団体等の支障が十分には解消できないことが確認された場合には、戦後70年が経過する中で、いつまでも都道府県に国有農地等の管理を行わせることがないよう、国有農地等の早期処分の実現に向け、国有農地等に關する下限面積要件の見直しを検討し、2次にアライングまでに見直しの方向性を示していただきたい。	国有農地の一筆単位の管理規模や立地状況等を把握・整理した上で、下限面積要件により売払い等が困難であると認められる場合には、国有農地に限り、下限面積要件を適用しないことを検討する。	5【農林水産省】 (7)農地法(昭27法229) (11)都道府県が管理事務の一部を行う国有農地(農地法等の一部を改正する法律(平21法57)附則8条1項)については、その早期処分に向けて、都道府県の事務が迅速かつ円滑に行われるよう、以下の措置を講ずる。 *農業上の利用のために国有農地の売払い又は貸付けを行う場合の要件のうち下限面積要件(施行規則91条及び95条)については、令和2年度中に省令を改正し、廃止する。	省令	【公布時期】 令和3年3月31日  【施行時期】 令和3年4月1日	農地法施行規則の一部を改正する省令(令和3年農林水産省令第16号)	

管理番号	提案区分 区分 分野	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の 利便性の向上、行政の効率 化等)	根拠法令等	制度の 所管 ・関係 府 県	団体名	その他 特記事項	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		各府県からの第1回回答	各府県からの第1回回答を踏まえた提案団体からの見解	
										支障事例	団体名		見解	補足 資料
89	地方に対する規制緩和	農業・農地	国有農地等の旧所有者等への優先売却に係る公告期間の短縮	都道府県が管理する国有農地等について、迅速な処分が可能となるよう、旧所有者等への優先売却に係る公告期間(6カ月)の短縮を求めらる。	国有農地等の処分について、国においては令和11(2020)年度末までに「売却不能国有農地等をゼロ」とする目標を掲げ、管理事務を担う本県においても処分の促進が可能となるよう努めているが、手続きの煩雑さ等から処分件数は年間20件ほどにとどまっており、現時点で判明している本県の自作農財産数約2,000筆(約90ha)について、事業が完了するには多大な時間を要することとなっている。 国有農地等の処分にあたっては、買取前の所有者又はその承継人に売却することが原則とされている。それ以外の者に売却する場合には、旧農地法施行令第17条に基づき、公告をした日から起算して6カ月以内に旧所有者等から買受けの申込みがない場合等の条件を満たす必要があるが、近年では、本県において旧所有者への優先売却を行った事例はなく、すでに戦後70年以上経過しており、6カ月もの公告期間を確保する必要性は低下しているものと考ええる。 6カ月間処分手続きが進められないことなどによって、結果的に処分までの所要期間に2年程度掛かっている状況であり、その間、県においても管理事務を継続しなければならぬなどの支障が生じている。 また、国有農地等が公共事業や開発事業の用地となつた場合、処分期間の長さから事業の遅れにつながるおそれがあり、県民等から処分期間の短縮を求められていることから、制度の見直しが必要であると考える。	平成21年改正法施行後における有効活用が見込めることとされた旧農地法第30条、平成17年改正法施行後における効力を有することとされた旧農地法施行令第17条、農地法の一部を改正する法律第110号(1)	農林水産省 三重県、宮城県、広島県	岩手県、福島県、茨城県、長野県、京都府、兵庫県、鳥取県	〇当県でも、国有農地の隣接地権者から非農業利用目的の優先売却の要望があり、旧農地法施行令第17条に基づき公告を行ったが、公告期間中に、隣接地権者から、たびたび進捗状況に係る問合せ等や処分の迅速化の要求がある。 〇国有農地等の処分にあたっては、買取前の所有者又はその承継人に売却することが原則とされている。それ以外の者に売却する場合には、旧農地法施行令第17条に基づき、公告をした日から起算して6カ月以内に旧所有者等から買受けの申込みがない場合等の条件を満たす必要があるが、すでに戦後70年以上経過しており、6カ月もの公告期間を確保する必要性は低下しているものと考えられる。6カ月間処分手続きが進められないことなどによって、結果的に処分までの所要期間が長くなる傾向があり、かつて農地があったこと、またその農地が戻ってくる可能性について認識しているケースは極めて稀であることと考える。6カ月間の公告を行う必要性は低いと考える。 〇現在のところ具体的事例は生じていないが、取得希望者に対する対応はタイミングが重要であることから、迅速な対応が望まれる。 〇旧所有者への買受請求権の権利を確保するためには、一定期間の公告期間が必要と考えるが、旧農地特別措置法4条1項2号、同19条では3カ月と定めている時代もあることから、時代の要請に応じて見直しの検討は必要と考える。	国有農地等の買取前の所有者又はその一般承継人(以下「旧所有者等」という。)の買受け意向確認について、6カ月の公告期間を短縮する必要がある。本県においては当該事務に3カ月を要している。そのため、公告期間6カ月からそれに付随する事務にかかる期間は9カ月となっている。 平成21年の改正により、戸籍調査の業務負担は一定軽減されたものの、処分期間についてはそれほど短縮されたという実感はなく、買受けの申込みから財務省へ引き続くまでに、公告期間にかかる事務の他、地図調査や財務省との調整等をめると、約2年程度経過している状況にある。 現状の処理期間では、土地の取得を希望する民間・公的な事業者にも多大な影響を及ぼしており、住民からも公告にかかる期間を短縮するよう要望がある。また、農林水産省においては令和11年度末までに「売却不能国有農地等をゼロとする」政策目標を掲げていることから、処分の促進を図るための更なる見直しの必要性があると考える。 旧所有者の買受請求権については、昭和46年最高裁判決によると法律上当然被取用者に返還しなければならないものではないが「権利を保護する措置をとることが立法政策上正当なものである」とされているもの、権利保護のための具体的な法や期間等は示されていない。旧所有者の買受請求権については、昭和46年最高裁判決によると法律上当然被取用者に返還しなければならないものではないが「権利を保護する措置をとることが立法政策上正当なものである」とされているもの、権利保護のための具体的な法や期間等は示されていない。旧所有者の買受請求権については、昭和46年最高裁判決によると法律上当然被取用者に返還しなければならないものではないが「権利を保護する措置をとることが立法政策上正当なものである」とされているもの、権利保護のための具体的な法や期間等は示されていない。				
90	地方に対する規制緩和	農業・農地	国有農地等の継続的維持管理に係る国有農地等管理処分事業事務取扱交付金の年度当初からの事業実施への見直し	国有農地等の継続的な維持管理のため、4月1日からの事業実施が可能となるよう、早期の交付決定又は交付決定前からの事業実施への見直し	平成21年農地法改正前に取得した国有農地等については、法定受託事務として、都道府県が引き継いで維持管理を行うこととされている。都道府県が行う国有農地等の維持管理は草刈り、現地巡視、境界立会、災害復旧や住民要望への対応等多岐にわたっており、その維持管理に係る経費は国から交付されている。特に、維持管理業務は、国有財産の安全性や公共性等を確保する観点からも年間を通じて継続的に行うことが必要であるが、交付決定が5月中旬となっている。そのため、交付決定前に災害等が発生し立木の倒壊等が生じた際、迅速な対応ができないこととなる。また、年度単位で修繕工事や測量事業等が中断され、当該年度内に事業完了が困難な場合もある。また、臨時任用職員の雇用においても交付決定前については、都道府県費での対応をせざるを得ない状況にある。	国有農地等管理処分事業事務取扱交付金交付要綱	農林水産省 三重県、宮城県、広島県	茨城県、長野県、京都府、大阪府	〇当県でも、隣接地権者から、田畑更新の4月中旬に国有農地の除草を求められた事例がある。内閣府の範囲内で、翌年度の4月1日から委託業務等に着手できるよう国の了承があることが望ましい。 〇年間通じた維持管理を行うため、4月1日からの事業が可能になるように交付すべきだと考えている。 〇当県においても、提案団体と同様に、交付決定前に国有農地等の草刈りが実施できないことから、隣接土地所有者等から早期の草刈りを求める苦情が寄せられることがある。	国有農地等管理処分事業事務取扱交付金の交付決定は、毎年度、国の予算が国会で成立後、受内閣府に提出し、各都道府県からの交付申請書の提出を受け、審査・内部決定を行うといった一定の事務処理期間を要しているため、交付決定が、5月中旬まで掛かっていることである。 交付申請の受付開始後に交付決定前着手の適用を行う場合においても、交付決定前着手の受付、審査及び受理まで一定の事務処理期間を要することから、決定前着手の適用を認めたとしても、事業の着手時期が大きく変わることは無いと考えられる。 都道府県で行う国有農地等の管理業務については、国民生活の安全・安心の確保や適切な土地の管理保全の面から継続的に実施されるべきであり、交付決定等の手続きを理由として中断されるべきではない。国から県が委託を受ける施設管理にかかる補助金については、4月1日からの執行が認められている例があることから、同様の制度設計の方法を検討してまいりたい。	従前より、農政局からは事務手続きを迅速に処理することで対応を図るよう指示していたことであるが、年度当初に交付を受けようとする場合、4～5月は大型連休を挟むため、早急に事務処理を行ったとしても、連休明けに交付決定となる。しかしながら、実際の現場サイドにおいては、その間も除草や災害復旧等について、住民から早急に処理するよう要望があり、事務手続きにより処理が遅れるという行政サイドの理由では住民の理解を得られない。 特に、年度内に突発的に生ずる倒木、崩壊等の災害については、被害拡大を防止するためにも一刻も早い対応が必要であるが、交付決定を待って工事を行っているのが現状である。都道府県で行う国有農地等の管理業務については、国民生活の安全・安心の確保や適切な土地の管理保全の面から継続的に実施されるべきであり、交付決定等の手続きを理由として中断されるべきではない。国から県が委託を受ける施設管理にかかる補助金については、4月1日からの執行が認められている例があることから、同様の制度設計の方法を検討してまいりたい。			
91	地方に対する規制緩和	農業・農地	自作農財産に係る取得時効の取り扱いは、柔軟な対応が可能となるよう、「自作農財産に係る取得時効の取り扱い」についての制度運用の見直し及び時効取得の認定に係る基準の明確化	国有農地等の時効が完了した財産については、柔軟な対応が可能となるよう、「自作農財産に係る取得時効の取り扱い」についての制度運用の見直しを行うとともに、同制における時効取得の認定にかかる明確な基準を策定すること。	裁判によらずとも解決できるような柔軟な運用とすることで、都道府県民及び国双方の負担の軽減及び国有農地等の早期処分にもつなぐ、迅速な処分が可能となることとなり、しつぱは管理経費の削減に繋がる。また、時効取得制度の適正な運用及び時効取得の認定にかかるとともに、国民への説明責任を果たすことが可能となり、適正な運営が図れる。	民法162条、自作農財産に係る時効取得の取扱いについて(昭和51年9月21日付改訂第1058号)	農林水産省 三重県、宮城県	秋田県、福島県、茨城県、鳥取県	提案に際し、具体的な支障事例として示された「国有農地の時効取得について、農政局が明確な理由を示さず自作農財産紛争処理等連絡協議会に付議出来ない旨を告知されたこと」をめぐり、管理事務課と関係した自らの開陳状況や自給における時効取得の完了の成否に関する手続について、迅速かつ円滑な処理を図る観点からその実態を調査する。	本県においては近年協議会に付議することについて農政局に認められたことがなく、協議会に付議する前段階である申出書についても農政局へ提出ができず、協議会によって時効取得に係る紛争が解決できていない状況である。現状では、協議会というオープンな場ではなく、法務局への相談結果を参考に時効取得を認めるか否か農政局内部で実質的な判断がされている。 また、その判断基準が都道府県や国民に示されていない点が問題であり、行政による恣意的な判断がなされていると国民に受け取られない。国有農地等が公有財産であることにより、私的財産における時効取得の要件のみではなく、農林水産省独自の基準で運用しているのであれば、その内容と根拠について明示いただきたい。 自作農財産紛争処理等連絡協議会設置運営要綱等で定められた書類提出等の要件を満たせば、当然に協議会に付議することができるようにするとともに、協議会における時効取得の認定に係る基準も必要な証拠資料を示したチェックリストや裁判例の基準等を策定)を明確にし、協議会にて時効取得にかかる実質的な議論を行うよう検討いただきたい。 以上の内容を踏まえ、協議会においてどのような基準に基づき判断されているか、また付議された実績・付議が認められなかった実績及び時効取得が認められた実績・認められなかった実績等を調査し、その結果を報告いただきたい。				
103	地方に対する規制緩和	農業・農地	認定電気通信事業者による農地転用に関する調整を不要とすること	認定電気通信事業者による中継施設等の設置に必要とされる都道府県知事等に対する調整を不要とする等の運用の見直しを求める。	都道府県の判断により協議の要否を決定して運用すること。認定電気通信事業者は小規模な基地局の転用等については協議に必要書類の作成を省略して、速やかに事業に着手できる。また、認定電気通信事業者の申請書類を準備する必要があるが、県として事業計画の審査等の事務のみならず、必要書類が不足する場合は事業者への補正指示や、農業委員会との調整にも時間を要しており、事業者に回答するまで提出書類一式が揃ってから、大体2週間程度かかっており、事業者と行政双方にとって負担となっている。	農地法施行規則第29条及び第30条、認定電気通信事業者の行う中継施設等の設置に伴う農地転用の取扱いについて(平成16年6月2日付総合通信基盤局電気通信事業部事業政策課企画係事務連絡)	総務省、農林水産省	奈良県	〇中継施設の設置について、昨年度の転用面積は1件当たり2.5㎡～10.5㎡と小規模であり、調整の必要性は認められない。	認定電気通信事業者と都道府県知事等との農業上の土地利用との調整についての現行の運用では、認定電気通信事業者が農地に中継施設を設置する場合は、常に調整を要するものと解釈することが自然である。そのため、中継施設を設置に伴う土地改良事業等への支障や周辺農地における農業への支障が少ないと判断できる場合には調整を要しないというルール等を農地転用許可権者が示せば、中継施設でも調整を要しない運用で差し支えないのであれば、改めて通知等によりその旨を明示いただきたい。				

各府省からの第1次回答を踏まえた追加提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答	令和2年の地方からの提案等に関する対応方針(令和2年12月18日閣議決定)記載内容及び提案提出以降の対応方針に記載があるのは当該対応方針の記載内容を <当該対応方針決定年>として併記	対応方針の措置(検討)状況			
見解	補正資料					措置方法 (検討状況)	実施(予定) 時期	これまでの措置(検討)状況	今後の予定
			1次にアリングにおいて、平成21年の農地法等の改正で公告期間を6か月と定めたところ、更なる見直しを行うための立法事実がないという説明があった。しかし、提案団体からは、当該公告期間により早期処分が阻害される、旧所有者等からの買受申込みがないといった実情が示されていることから、平成21年の農地法等の改正により早期処分が実現されたか等の実態を必要最小限度で早急に調査し、2次にアリングまでに見直しの方向性を示していただきたい。	最近の旧所有者等への売払いの状況や買受申込みの時期を把握した上で、旧所有者等全員の意向が確認できない場合は、不要地認定後、旧所有者等の意向確認の公告期間を待たずに、速やかに旧所有者等への売却又は財務省への引継のための手続を進めることを検討する。また、全員の意向が確認できない場合には、不要地認定後、旧所有者等の意向確認の公告期間を待たずに、速やかに財務省への引継のための手続を進めることを検討する。なお、6ヶ月の期間の短縮は、買受請求権のある旧所有者又はその一般承継人の権利保護上必要な期間として、民法等の規定を踏まえて定めたものであるため困難である。	【農林水産省】 (7)農地法(昭27法229) (ii)都道府県が管理事務の一部を行う国有農地(農地法等の一部を改正する法律(平21法57)附則8条1項)については、その早期処分に向けて、都道府県の事務が迅速かつ円滑に行われるよう、以下の措置を講ずる。 ・農林水産大臣が土地の農業上の利用の増進の目的に供しないことを相当と認め国有農地については、原則として、旧所有者等の買受意向確認のための公告期間の満了を待たずに、旧所有者等への売払い又は財務省への引継ぎに向けた準備を進めることとし、その旨を地方農政局及び都道府県に通知する。 【措置済み(令和2年12月4日付け農林水産省経営局農地政策課長通知)】	通知	令和2年12月	「国有農地等に係る財務大臣への引継等の取扱いについて」(令和元年11月29日付け元経営第1833号)、農林水産省経営局農地政策課長通知の一部改正(令和2年12月4日付け2経営第2256号)	
			提案団体からの要望を踏まえ、割当内示や交付申請書の提出を速やかに行うことにより、4月1日付けで交付決定を行うことについて検討する。	【農林水産省】 (16)国有農地等管理処分事業事務取扱交付金 国有農地等管理処分事業事務取扱交付金については、都道府県による国有農地等の管理に支障が生じないよう、令和3年度から年度当初に交付決定を行う。		通知	令和2年12月	「国有農地等管理処分事業事務取扱交付金における交付決定事務の適確な実施について」(令和2年12月4日付け2経営第2214号農林水産省経営局農地政策課長通知)	
			○自作農財産紛争処理等連絡協議会(以下「自紛」という。)の開催状況、自紛における時効取得の成否の判断に関する基準、都道府県が時効完成と判断した自紛への付議に至らなかった案件・件数等について、必要最小限度で早急に調査し、その結果を踏まえ、迅速かつ円滑な処理を図る観点から、自紛に係る制度及び運用の見直しについて検討し、2次にアリングまでに見直しの方向性を示していただきたい。 ○法務局の欄外登記番通による二重登記について、都道府県に承諾書の徴収の事務を担わせる運用は、不合理である。したがってそのような場合に、原簿である法務局が責任をもって二重登記を解消することについて、2次にアリングまでに検討いただきたい。	近年、自作農財産紛争処理等連絡協議会(以下「協議会」という。)を開催した地方農政局及び都道府県に対し、時効取得事業の処理の実施計画を実施中である。調査結果を踏まえ迅速な事業処理を行う観点から、①事業に関する地方農政局、法務局及び都道府県の3者による事前調整を行う仕組み、②①の事前調整に当たり、都道府県が提出する必要がある書類の範囲の明確化、③協議会の開催の進め方について検討する。	【農林水産省】 (7)農地法(昭27法229) (ii)国有農地の占有者から取得時効の完成を主張された場合に開催する自作農財産紛争処理等連絡協議会(以下「協議会」という。)の運営については、迅速な処理及び都道府県の事務負担の軽減を図る観点から、「自作農財産に係る取得時効の取扱いについて」(昭51農林省構造改善局長通知)及び「自作農財産紛争処理等連絡協議会設置の運営について」(昭51農林省構造改善局長通知)を改正し、以下の措置を講ずる。 ・占有者から時効取得の申出を受け付けた場合は、速やかに法務局又は地方農政局、地方農政局及び都道府県の3者で事前調整を行うこととする。 ・事前調整において取得時効の完成について検討した結果、協議会に付議しないと判断した場合は、地方農政局は申出者に対して、書面によりその理由を通知することとする。 ・申出者が提出する書類及び都道府県が準備する書類については、取得時効の完成を証明するための必要最小限のものとし、明確化する。 ・協議会は、定期的に開催することとする。 【措置済み(令和2年12月4日付け農林水産省経営局長通知)】	通知	令和2年12月	「自作農財産に係る取得時効の取扱いについて」(昭和51年9月21日付け51構改日第1058号、農林水産省構造改善局長通知)の一部改正(令和2年12月4日付け2経営第2210号)  「自作農財産紛争処理等連絡協議会の設置運営について」(昭和51年9月30日付け51構改日第1058号、農林水産省構造改善局長通知)の一部改正(令和2年12月4日付け2経営第2210号)	
			認定電気通信事業者と都道府県知事等との農業上の土地利用との調整について、農地転用許可権者において、あらかじめ必要なルールを定めた上で、中継施設等の設置に伴う土地改良事業等への支障や周辺農地における農業への支障が生じるおそれがないと判断されるものについて、当該調整を不要とする運用をして差し支えない旨、通知等により明示することとした。	【農林水産省】 (7)農地法(昭27法229) 認定電気通信事業者(電気通信事業法(昭56法86)120条1項)の設置する中継施設のうち、土地改良事業や周辺農地における農業等への支障が生じるおそれがないと農地転用許可権者が判断するものについては、農地転用許可権者と認定電気通信事業者とが行う農業上の土地利用との調整が不要である旨を、地方公共団体等に通知する。 【措置済み(令和2年11月13日付け総務省総合通信基盤局電気通信事業部事業政策課事務連絡、令和2年11月13日付け農林水産省農村振興局農村政策部農村計画課事務連絡)】 (関係府省:総務省)		事務連絡	令和2年11月13日	【総務省】「認定電気通信事業者の行う中継施設等の設置に伴う農地転用の取扱いについて」(令和2年11月13日付け総務部2218号) 【農林水産省】「認定電気通信事業者の行う中継施設等の設置に伴う農地転用の取扱いについて」(令和2年11月13日付け農林水産省農村振興局農村政策部農村計画課事務連絡)	



各府省からの第1次回答を踏まえた追加提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答	令和2年の地方からの提案等に関する対応方針(令和2年12月18日閣議決定)記載内容 ※提案提出年以降の対応方針に記載があるものは当該対応方針の記載内容を <当該対応方針決定年>として併記	対応方針の措置(検討)状況			
見解	補足 資料					措置方法 (検討状況)	実施(予定) 時期	これまでの措置(検討)状況	今後の予定
		【全国町村会】 提案団体の意向及び関係府省の回答を踏まえ適切な対応を求め。		厚生労働省から自治体に対して、身寄りのない方の葬祭等に要した費用にその方の預貯金を充当することは可能である旨の再周知を行うこと並びに金融庁及び農林水産省から業界団体を通じて金融機関に対してこの取扱いを周知することについて、本年度中に対応することとした。なお、電子マネー※についても、電子マネーを運営する事業者において、亡くなった方の保有していた電子マネーを当該亡くなった方の債権者に金銭として払い戻すことが可能であれば、自治体が当該亡くなった方が保有する当該電子マネーの払戻しを受ける等の方法で葬祭等に要した費用に充当して差し支えないと考える。 (※)資金移動業者が提供するアカウントの残高及び前払式支払手段(いわゆるプリペイドカード)の未使用残高。	5【農林水産省】 (1)行旅病人及行旅死亡人取扱法(明32法93)及び墓地、埋葬等に関する法律(昭23法48) 市町村長(特別区の長を含む。)が行方火葬等に要した費用を遺留金銭等により充当する事務(墓地、埋葬等に関する法律9条2項及び行旅病人及行旅死亡人取扱法11条から15条)については、預貯金も遺留金銭に含まれることを明確化し、地方公共団体及び各金融機関に令和2年度中に通知する。 (関係府省:金融庁及び厚生労働省)	事務連絡	令和3年3月31日	令和3年3月31日に、「身寄りのない方が亡くなった場合の遺留金等の取扱いの手引について」(厚生労働省医業・生活衛生局生活衛生課・社会・福祉局保護課連名事務連絡)及び「亡くなった身寄りのない方の預貯金の取扱方法の明確化について」(厚生労働省医業・生活衛生局生活衛生課・社会・福祉局保護課連名事務連絡、金融庁監督局銀行第一課事務連絡、金融庁監督局銀行第二課事務連絡、金融庁監督局銀行第二課協同組織金融室事務連絡、農林水産省経営局金融調整課事務連絡)を发出した。	
				農業経営基盤強化促進法第6条に規定する基本構想で定める利用集積目標は、経営者が有する個々の農地ではなく、今後10年間の経営全体の面積に着目して設定されるものである。本提案では、公共事業により買収された代替農地を用意することで、経営体の経営面積全体が変わるものではないことから、現行の基本構想に沿ったものであり、市町村が作成する農用地利用集積計画に拠った措置で対応できる。なお、農用地利用集積計画により利用権が設定等される場合は、農地法第3条の許可は不要である。	5【農林水産省】 (7)農地法(昭27法229) (v)公共事業により買収された農地等の代替として同等の面積の農地等の権利取得をすることについては、下限面積要件(3条2項5号)を満たさない場合であっても取得が可能となるよう、市町村(特別区を含む。)以下この事項において同じ。)が農用地利用集積計画(農業経営基盤強化促進法(昭55法65)18条)を作成・公告することができることを、地方公共団体に令和2年度中に通知する。 あわせて、当該権利取得が可能となるよう、農業委員会が地域の実情を踏まえ、市町村内で下限面積を設定することができることを、地方公共団体に令和2年度中に周知する。	【前段】通知 【後段】HPIにて周知	令和2年12月	【前段】「公共事業により買収された農地等の代替としての同等の面積の農地等の権利取得について」(令和2年12月21日付け2経営第2416号) 【後段】農地等の代替として同等の面積の農地等の権利取得が可能となるよう、農業委員会が地域の実情を踏まえ、市町村内で下限面積を設定することができることを農林水産省HPIにて周知した。 ( <a href="https://www.maff.go.jp/j/keiei/koukai/wakariyasu.html">https://www.maff.go.jp/j/keiei/koukai/wakariyasu.html</a> )	
				治山事業(補助)についても、国土交通省所管事業と同様に財政法第15条第1項の規定に基づき、複数年度にわたる国庫債務負担行為が可能であり、可否については、事業実施施行年度の前年度において、同法第34条の2第1項に基づき、個別箇所毎に実施計画協議を行うこととなっていることから、御提案の複数年契約が必要となる案件については、当該実施計画協議に間に合うよう、個別具体的に御相談をお願いしたい。	5【農林水産省】 (6)森林法(昭26法249) 治山事業(10条の15第4項4号)については、国庫債務負担行為(財政法(昭22法34)15条)により複数年にわたる契約を締結した過去の事例と併せて、国庫債務負担行為の活用について、令和2年度中に都道府県に通知する。	事務連絡	令和3年3月19日	「国庫債務負担行為等を活用した治山事業の円滑な実施について」(令和3年3月19日付け林野庁森林整備部治山課長事務連絡)を发出し通知した。	





各府省からの第1次回答を踏まえた追加提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答	令和2年の地方からの提案等に関する対応方針(令和2年12月18日閣議決定)記載内容及び提案提出年以降の対応方針に記載があるものは当該対応方針の記載内容を、当該対応方針決定年として併記	対応方針の措置(検討)状況			
見解	補足資料					措置方法(検討状況)	実施(予定)時期	これまでの措置(検討)状況	今後の予定
<p>【群馬県】 養豚農場の管理獣医師を始め多くの民間獣医師は法人に所属しているため、所属法人の規約により都道府県の職員になることが困難または不可能。 県職員の報酬は個人払いが原則。 勤務時間内の業務として対応できず、休暇扱いになり、欠勤となる。 市役所等の獣医師は任命不可能。 家畜防疫員にかかる人件費は全て都府県が負担。 接種獣医師の確保、ワクチン管理、免疫付与検査は都府県が行っているため、無計画、無秩序な接種にはならない。 国内の約半数の都府県が接種対象地域と認められており、例外的な接種と考えるににくい。 【埼玉県】 民間獣医師を県職員として任用した上で、家畜防疫員に任命することにより、接種業務及び通常業務の継続は可能であるが、県職員として任用する際の財源確保に支障が生じる事から、人件費補助を検討してほしい。家畜伝染病予防法第9条による人命によるワクチン接種については人件費も含めて国の負担対象と考える。 【前橋市】 養豚農場の管理獣医師を始め多くの民間獣医師は法人に所属しているため、所属法人の規約により都道府県の職員になることが困難または不可能とのことであり、万が一に備える体制は必要。 市役所の獣医師は任命不可能。 国内の約半数の都府県が接種対象地域と認められており、例外的な接種と考えるににくい。</p>		<p>【全国知事会】 ワクチン接種の実施は家畜防疫員に限定されているが、今後、継続的に接種を行うにあたり、都道府県の管理下での民間獣医師による接種を認めるなど、持続可能な接種体制とすべきである。</p> <p>○確実なワクチン接種の担保については、都道府県知事の指揮監督下にある家畜防疫員に限らず、民間獣医師に委託した場合でも、契約等に条件を付すことなどにより、可能ではないか。 住民の権利義務に関わる業務について事実行為を委託している例や、民間医師へ行政調査やヒアの予防接種を委託している例も踏まえて検討いただきたい。 ○民間獣医師を会計年度任用職員として任用することについて、都道府県において支障が生じていることを真摯に受け止め、提案の実現に向けて検討し、見直しの方角性を示していただきたい。</p>	<p>提案事項に係る実態を確認するため、地方分権改革推進室とともに、各都府県の家畜衛生担当部局に対し、アンケートを行い、その結果を踏まえて検討することしたい。</p>	<p>【農林水産省】 5(5)家畜伝染病予防法(昭26法166) 豚熱の予防的ワクチン接種(初回接種を除く。)については、確実かつ継続的な接種体制の整備を図るため、令和2年度中に「豚熱」に関する特定家畜伝染病防疫指針(令和2農林水産大臣)を改正し、家畜防疫員(53条3項)に加え、都道府県知事の管理下に置かれる一定の要件を満たす獣医師が実施することを可能とする。</p>	事務連絡等	令和3年3月31日	豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針の一部変更について(令和3年3月31日農林水産大臣公表)		
			<p>農業振興地域整備計画の変更については、法第13条第1項に規定され、その技術的助言としてガイドラインにおいて、第16の1の(1)の①及び②では「農業振興地域整備基本方針の変更若しくは農業振興地域の区域の変更」、第16の1の(1)の③では「基礎調査の結果」、第16の1の(1)の④では「経済事情の変動及びその他情勢の推移」について記載されていることである。 引き続き、本制度について研修等の機会に啓発していくこととする。 なお、1次回答で述べた「御提案の「具体的な支障事例」にあるような、市街地に取り残されつつある団地の農地等については、都市計画の変更等、地域の土地利用の計画の調整により、農用地区域の変更を行うことが望ましい。」については、都市計画法に基づき区域区分が設定されていることを前提に、市街地の拡大については、市街地整備の実施の見込み等を確認しつつ計画的に進めることが望ましいとの趣旨から例示として記載したものである。</p>	<p>【農林水産省】 5(12)農業振興地域の整備に関する法律(昭44法58) (ii)「農業振興地域制度に関するガイドライン」(平12農林水産省構造改善局)については、以下のとおり改正する。 ・市町村(特別区を含む。)の定める農用地利用計画(10条3項)については、農業振興地域における農業生産の基盤の保全、整備及び開発の見地から必要な限度において、農業上の用途を指定して定めるものであることを明確化する。 【措置済み(令和2年11月5日付け農林水産省農村振興局長通知)】</p>	通知	令和2年11月5日	措置済み 「農業振興地域制度に関するガイドラインの制定について」の一部改正について(令和2年11月5日付け2農振第2042号農林水産省農村振興局長通知)		
			<p>ガイドラインを改正し、第16の2の(1)の④に、開発行為の許可が不要で、農地転用許可も不要な施設を整備することにより、農用地等及び農用地等とすることが適当な土地でなくったことにより農用地区域を変更する場合は、法第12条の2第1項の規定に基づく基礎調査を必ずしも実施する必要がない旨を記載することとする。</p>	<p>【農林水産省】 5(12)農業振興地域の整備に関する法律(昭44法58) (ii)「農業振興地域制度に関するガイドライン」(平12農林水産省構造改善局)については、以下のとおり改正する。 ・農用地区域内における開発行為の許可が不要な行為(15条の2第1項ただし書)により農用地等とすることが適当でなくなった場合の農業振興地域整備計画の変更(13条1項)については、同計画に関する基礎調査(12条の2第1項)を実施する必要がないことを明確化する。 【措置済み(令和2年11月5日付け農林水産省農村振興局長通知)】</p>	通知	令和2年11月5日	措置済み 「農業振興地域制度に関するガイドラインの制定について」の一部改正について(令和2年11月5日付け2農振第2042号農林水産省農村振興局長通知)		
			<p>ガイドラインを改正し、第16の2の(1)の④の括弧書きは削ることとする。</p>	<p>【農林水産省】 5(12)農業振興地域の整備に関する法律(昭44法58) (ii)「農業振興地域制度に関するガイドライン」(平12農林水産省構造改善局)については、以下のとおり改正する。 ・農用地区域内における開発行為の許可が不要な行為(15条の2第1項ただし書)については、公益性が特に高いと認められる事業の実施に係る行為のうち農業振興地域整備計画の達成に著しい支障を及ぼすおそれがないと認められるもの(施行規則37条)に限定されないことを明確化する。 【措置済み(令和2年11月5日付け農林水産省農村振興局長通知)】</p>	通知	令和2年11月5日	措置済み 「農業振興地域制度に関するガイドラインの制定について」の一部改正について(令和2年11月5日付け2農振第2042号農林水産省農村振興局長通知)		

管理番号	提案区分 区分 分野	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の 利便性の向上、行政の効率 化等)	規制法令等	制度の 所管 ・関係 府 省	団体名	その他 特記事項	＜追加共同提案団体及び当該団体から示された支障事例(主なもの)＞		各府県からの第1次回答	各府県からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	
										団体名	支障事例		見解	補足 資料
139	B 地方に対する規制緩和	農業・農地 農地利用最適化推進委員に係る定数の参酌的標準化	農業委員会が委嘱する農地利用最適化推進委員(以下「推進委員」という。)の定数について、地域の実情に即した弾力的に定めることが可能となるよう、従うべき基準から参酌すべき基準へ見直すことを求める。	平成27年に農業委員会等に関する法律(以下「法」という。)が改正され、主に合議体としての意思決定を行う農地利用最適化推進委員(以下「推進委員」という。)の定数について、地域の実情に即した弾力的に定めることが可能となるよう、従うべき基準から参酌すべき基準へ見直すことを求める。	推進委員が担当する区域の現場活動の負担が軽減され、農地等の利用の最適化の推進のための活動を効率的かつ効果的に行うことが可能となる。	農業委員会等に関する法律第18条第2項、農業委員会等に関する法律施行令第6条	農林水産省	生駒市	御杖市、京都市、伏見市、上田市の農地調査及び基金出原、②推進委員の打合せ(ほぼ毎月)、③遊休農地等の担当地、鳥取市、鳥取市、区別別調査であります。特に③においては、推進委員の丁寧な現地活動により、遊休農地を減らすことができました。②③は推進委員のみの活動であり、農業委員よりも推進委員の業務量が多い状況です。当市は、都市近郊であるため農地から宅地などの転換が大幅にござい、農地が減少しています。今年度委員の改選後、令和2年7月20日からの推進委員の定数は、農地面積が53haであったため、何と今期と同様の名数を確保することができました。しかし、このまま農地の改変が進んでいくと、3年後の推進委員の定数が減る可能性が高いと危惧しています。農地面積だけで人数を定めても市域の面積は変化しないため、人数が減ると必然的に推進委員の活動量が減少し、推進委員の負担が増えることが予想されます。そのため、今年度のような活動は難しくなるかと思われます。できれば、今後、現行人数を維持し、推進委員の活動を発展させていきたいと考えます。地域の実情に応じた形で推進委員の定数を定めることができれば、農業委員会必須事務である「農地等の利用の最適化の推進」の活動が長期的に充実した形で取り組めるかと考えます。	推進委員の定数については、平成27年に農業委員会等に関する法律を改正し、推進委員を設置するにあたり、全国の農業委員会の意見を踏まえて決定したもので、その結果、推進委員が農地利用の最適化を行うにあたって適切な農地面積を、100ha当たり1人として上限定して定めている。その結果、推進委員が農地利用の最適化を行うにあたって適切な農地面積を、100ha当たり1人以上として定めている。農地委員組織・制度見直しに関する要請(平成26年12月4日平成26年度全国農業委員会会長代表者集談決議)では、地域の農業・農地に十分な責任を担う活動をするための担当地域の委員一人当たりの農地面積(概ね1人当たり100ha)として、十分な体制整備を図ること」を国に求めていた。農地の地理的状況等は地域によって様々であるところ、現行の画一的な定数基準によって、農地等の利用の最適化の推進のための活動に支障を来している。地域の農業・農地に十分な責任を担う活動をするためには、「概ね1人当たり100ha」を「従うべき基準」として上限定するのは、(参酌すべき基準)として地域の実情に即した弾力的に定めることが可能となるよう、今回見直しをしていただきたい。	推進委員の定数基準が参酌的であれば、推進委員一人ひとりの負担が軽減され、よりきめ細かく農業者の声や農地の状況等を把握することが可能となり、もって担い手への農地利用の規律や遊休農地の発生防止・解消、新規農業者の参入促進などの効果が期待されるので、積極的に検討していきたい。	なお、「推進委員を補助する者を雇用することで、少しでも推進委員の負担を減らすことは可能である」との見解が示されているが、推進委員が担当する区域の範囲に変わりはないことなどから、推進委員の負担軽減は極めて限定的であり、支障を根本的に解決することはできない。		
140	B 地方に対する規制緩和	農業・農地 肉用牛肥育経営安定交付金における標準的販売価格の算出に用いる食肉市場等の取引データについて、都道府県を経由せずに、国または独立行政法人農畜産業振興機構が食肉市場等から直接データを収集する仕組みの見直しを求める。	本県では、平成30年12月26日付け30農畜振第5252号-1に基づき、県内の生産者の取引がある農林水産省大臣官房統計部から牛枝肉の取引価格が公表されている25カ所の卸売市場以外の市場(県内外)から肉用牛の枝肉取引データの収集を行っているが、食肉市場によっては取引データの提供を断られている。その理由としては、市場において県別にデータを管理しておらず、複数の県からのデータ提供依頼を受けるため、県別のデータ抽出等の事務が複雑になっているためである。また、県としても、複数の市場等から販売日、個体識別番号、性別、枝肉重量、枝肉価格等を収集して、販売月の翌月15日までに国に報告することとなっているが、確認するデータの数が多く、事務負担が大きくなっている。当該交付金は、県内の生産者の経営の安定を図る上でも重要な制度であるが、本年5月から枝肉販売価格のブロック別算定が開始しており、都道府県ごとのデータの収集は必ずしも必要ではなく、以上の事情からも非効率的になっているのではないかと考える。一方で、国または機構から一元的にデータの収集を行った方が、国または機構と市場だけでデータのやり取りを行うことになるため効率的であり、市場にとっても制度の趣旨を十分に理解した上でデータ提供を行うことが可能となり、報告徴収権限等を有する国または機構からの依頼の方が十分なデータ収集が可能となると考える。	国または機構が一元的に取引データを収集に関する法律、畜産経営の安定に関する法律施行規則、肉用牛肥育経営安定交付金制度における標準的販売価格の算出に係る食肉市場等の取引データの提供が可能なこととなり、ブロック別算定の厳密に則った生産者への交付金の交付が可能になる。	畜産経営の安定に関する法律、畜産経営の安定に関する法律施行規則、肉用牛肥育経営安定交付金制度における標準的販売価格の算出に係る食肉市場等の取引データの提供の実施について、畜産経営の安定に関する法律施行規則第9条第1項及び第10条第1項の農林水産大臣が定める標準的販売価格の算出に係る食肉市場等の取引データの収集を行うこととなることについて	農林水産省	徳島県、滋賀県、京都府、兵庫県、神戸市、和歌山県、鳥取県、愛媛県、高知県、関西広域連合	青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、富山県、石川県、福井県、山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、兵庫県、奈良県、和歌山県、徳島県、香川県、岡山県、広島県、山口県	○当県では、平成30年12月26日付け30農畜振第5252号-1に基づき、県内の生産者の取引がある農林水産省大臣官房統計部から牛枝肉の取引価格が公表されている25カ所の卸売市場以外の市場(県内外)から肉用牛の枝肉取引データの収集を行っているが、食肉市場によっては取引データの提供を断られている。その理由としては、市場において県別にデータを管理しておらず、複数の県からのデータ提供依頼を受けるため、県別のデータ抽出等の事務が複雑になっていることなどから、取付データの提供が困難な場合がある。また、県としても、複数の市場等から販売日、個体識別番号、性別、枝肉重量、枝肉価格等を収集して、販売月の翌月15日までに国に報告することとなっているが、確認するデータの数が多く、事務負担が大きくなる。当該交付金は、令和2年5月から枝肉販売価格のブロック別算定が開始され、県内の生産者の経営の安定を図る上でも重要な制度であるが、国または機構から一元的にデータの収集を行った方が、国または機構と市場だけでデータのやり取りを行うことになるため効率的であり、市場にとっても制度の趣旨を十分に理解した上でデータ提供を行うことが可能となり、報告徴収権限等を有する国または機構からの依頼の方が十分なデータ収集が可能となると考える。○都道府県ごとのデータの収集は、当県算定に必要であったため、食肉センターから枝肉価格と枝肉重量を県別に分けて提供してもらっていたが、本年5月から枝肉価格と枝肉重量は地域ブロック別算定となり、都道府県に報告する必要はなくなった。また、食肉センターや都道府県の事務処理上の負担軽減にもつながることから今回の見直しは必要と考える。○当県においても、複数の市場等から販売日、個体識別番号、性別、枝肉重量、枝肉価格等を収集し、販売月の翌月15日までに国に報告しているが、確認するデータの数が多く、関係団体とのダブルチェックも必要あり、煩雑な事務負担が大きくなっている。また、本年5月から枝肉販売価格のブロック別算定が開始しており、必ずしも都道府県ごとのデータの収集は必要なく、国または機構が一元的にデータの収集を行う体制を構築した方が効率的であると考える。○当県は、県内の生産者の取引がある農林水産省大臣官房統計部から牛枝肉の取引価格が公表されている25カ所の卸売市場の取引データを集約して、標準的販売価格を算出しているため、事務負担はないが、本年5月から枝肉販売価格のブロック別算定が開始しており、都道府県ごとのデータの収集は必ずしも必要ではないことを鑑みると、国または機構から一元的にデータの収集を行った方が、効率的であると考える。	肉用牛肥育経営安定交付金(牛マルキン)制度における標準的販売価格の算出に係る牛枝肉取引価格等については、主産物価格の算定に当たって地域の取引実態を反映するため、品種の区分ごとの(肉専用種、交雑種、乳用種)の相対取引及び市場取引における取引データの提供を都道府県に依頼し、機構がデータの収集及び公表を行うこととしている。具体的には、都道府県が農協や市場等のデータ提供元から精算伝票を入手し、取引日、個体識別番号、品種、性別、規格、枝肉重量、枝肉価格のデータの確認を行った上で所定の様式に記入し、販売月の翌月15日までに機構に提出し、機構は提出されたデータについて内容を精査の上、主産物価格の算定に利用している。牛マルキンの公正かつ透明性の高い運営を行うためには、算定に用いるデータの地域格差や価格の隔り等を減らすため、できる限り多くの枝肉取引データを確保する必要がある。この考え方は、牛マルキンの法制化時に引き継がれ、格付枝肉の売買に係る総取引高によって算定することを規定しているところである。このため、標準的販売価格の算定に当たっては、公表されている公正なデータで複数の市場取引データだけでなく、全国各地の食肉センター等で行われている相対取引における枝肉取引データを算定に利用する必要がある。相対取引データは主な提供元が県の農協等であるが、当該県に占める相対取引の割合が県によりまちまちで、取引相手が複数にわたる県も多いため、国または機構が全面で約100にものぼる取引相手から県々にデータを毎月収集することは困難であることから、引き続き都道府県で収集を行うことが必要である。また、市場取引データについては、各県の生産者は複数の市場に出荷しており、各県の牛がこの市場でいくらか取引されたかを国又は機構がそれぞれ別の市場からデータを毎月収集することは困難であることから、引き続き都道府県で収集を行う必要がある。	都道府県には報告徴収権限がないことから、食肉市場から、都道府県別のデータ抽出等の事務が煩雑なため、提供を断られることもあるが、国または機構には報告徴収権限があることから、円滑にデータを収集することができるため、データ数が増加し、より正確な取引価格の把握が可能となると考えられる。取引データを都道府県に収集させることは、法令に法定委任事務として規定されているわけではないところ、本交付金の算定に当たって都道府県に事務を行わせる根拠がないことを踏まえ、データ収集等の事務は国または機構で行うべきである。			
165	B 地方に対する規制緩和	環境・衛生 地方創生汚水処理施設整備推進交付金に係る予算繰越事務手続きの簡素化の徹底	繰越(翌債)事務手続きについては、「繰越(翌債)事務手続きの一部改正について」(平成27年2月19日付事務連絡第340号)財務省主計局計課長)により、繰越(翌債)事務手続きの簡素化が図られているところであり、明許繰越し及び翌債の承認手続きにおける申請書類は、「①繰越計算書、②箇所別調査及び理由書、③審査表」とされており、地図、工程表その他の添付書類は提出不要となっている。これらの簡素化の取組は、現場での繰越事務等が非効率を招かないようにする観点から実施されたものだが、各各府の長から繰越に関する事務を委任されている支出負担行為担当官により求められる事務手続きが異なる。支障事例である農業集排水施設整備事業(支出負担行為担当官は農政局)においては、図面、工程表、経緯書などの本来提出が不要な書類の作成・提出を求められており、経緯書は、繰越事由の発生日や内容等を時系列で整理するように、農政局から指示を受けているが、これらの書類は本来財務省への提出が不要と考えられる。具体的には、繰越承認申請書(図面、工程表、経緯書含む)の作成には1週間程度要しており、繰越承認申請書類の提出から繰越承認まで1か月半程度を要している。その一方で、特定環境保全公共下水道事業(支出負担行為担当官は県)においては、地図、工程表その他の添付書類の提出は求められていない。こちらは、繰越承認申請書類の提出から繰越承認まで約2週間程度である。	本来提出不要な書類(図面、工程表、経緯書など)の作成に係る事務負担が軽減され、繰越事務手続きの迅速化が図られる。	財政法第14条の3、繰越(翌債)事務手続きの一部改正について(平成27年2月19日付事務連絡第340号)財務省主計局計課長)	財務省、農林水産省	広島県、兵庫県、鳥取県	福島県、浜松市、京都府、熊本市、宮崎県	○当県では同様の支障事例はないものの、担当部署で異なる対応をされと、今後同様の支障が予想される。○当県においても、農業集排水施設整備事業について農政局に同様の資料提出を求められている。	繰越事務手続きの迅速化に向けて、繰越事務手続きの現状を調査した上で、関係者と調整し、必要な対応を検討してまいります。	繰越事務手続きの現状調査及び関係者との調整を早急に行い、本来作成、提出が不要な地図、工程表その他の添付書類の撤廃など、事務の簡素化を徹底し、繰越事務手続きの迅速化をお願いしたい。			

各府県からの第1次回答を踏まえた追加提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府県からの第2次回答	令和2年の地方からの提案等に関する対応方針(令和2年12月18日閣議決定)記載内容及び提案提出以降の対応方針に記載があるのは当該対応方針の記載内容を <当該対応方針決定年>として併記	対応方針の措置(検討)状況			
見解	補足資料					措置方法(検討状況)	実施(予定)時期	これまでの措置(検討)状況	今後の予定
		<p>【全国知事会】 「従うべき基準」については、条例の内容を直接的に拘束するものであり、国が設定するのは、真に必要な場合に限定されるべきものとの地方分権改革推進委員会第3次勧告の趣旨を踏まえ、参酌すべき基準等へ移行すべきである。 【全国町村会】 提案団体の意見を十分に尊重し、積極的に検討していただきたい。</p>	<p>○地域によって農地の地理的状況等が区々の中で、機械的に農地面積(ha)を100で除して得た数を推進委員の定数の上限とする現行の基準は、硬直的であり、地域の実情を踏まえ、見直すべきではないか。 ○地域の実情を必要最小限度で早急に把握した上で、推進委員が農地利用の最適化等の役割を全うできるよう検討し、2次ヒアリングまでに見直しの方向性を示していただきたい。 ○交付金の財源制約は、必ずしも定数に上限を定める根拠とならないのではないか。</p>	<p>農地が所在している等により推進委員の農地利用最適化業務に支障が生じていると市町村長が認めた場合に限り、推進委員の定数基準を見直す方向で検討する。</p>	<p>【農林水産省】 (4)農業委員会等に関する法律(第26法88) 農地利用最適化推進委員の定数の基準(施行令8条)については、令和3年度を目途に政令を改正し、令和4年度から農業委員会ごとの農地等の状況に応じて配置できるよう緩和する。</p>	政令	令和4年4月1日施行予定(一部公布日施行)	農業委員会ごとの農地等の状況に応じて推進委員を配置できるよう定数基準を見直す内容の「農業委員会等に関する法律施行令を改正する政令案」が令和3年8月27日に閣議決定(令和3年政令第248号)・同年9月3日に公布。	
<p>【岩手県】 国又はALICが相対取引の都道府県別取引データの収集を行うのが困難であることは理解するが、25市場の取引データについては、国等が直接収集した方が効率的ではないか。 【鹿児島県】 都道府県ごとの枝肉データの収集は、県別算定に必要であったため、食肉センターから枝肉価格と枝肉重量を県別に分けて提供してもらっていたが、本年5月から枝肉価格と枝肉重量が地域ブロック別算定となり、県別に分ける必要がなくなった。ほとんどの食肉センターは、複数県をまたいで取引を行っており、これまで枝肉データを毎月県ごとに仕分け、複数県に送付していたことから、ブロック算定となったことを受けて、県毎に仕分けることは、非効率と考える。</p>			<p>1. できるだけ実態に即したデータを数多く集めて、政策に反映させるという目的と、各県にとっても自県産の枝肉価格の情報を得られるメリットがあるという点から、これまで各県を通じて枝肉取引データを収集していた。 2. 今回、国及びALICが直接、枝肉価格の収集を行うこととなれば、 ①これまでより相対価格のデータの収集は難しくなり、実態に即したデータではなくなる可能性があること ②収集したデータについては、国が収集先との契約により収集したデータとなるので、各県への提供は困難となる可能性があること ③全国平均に比べて極めて枝肉価格の高い県については、県単独で算定することとしているが、各県ごとのデータが不十分になると、こうした運用はできなくなる可能性があること 等の問題点が考えられる。 3. マルキンが全国一律の制度であるので、公平性を保つ必要があり、特定の県に限り国又はALICが直接データを収集することは適当ではなく、全ての都道府県で、上記のような点について了承してもらうことが必要であると考えている。</p>	<p>【農林水産省】 (11)畜産経営の安定に関する法律(第36法183) 肉用牛肥育経営安定交付金における標準的販売価格(3条4項)の算出に用いる牛枝肉取引データの収集については、都道府県の任意の事務であることと明確化し、都道府県に令和2年度中に通知する。あわせて、データの収集を希望する都道府県が当該データの収集を円滑に行えるよう、当該データの収集先に対し協力を依頼するなど国による必要な支援を令和2年度中に実施する。</p>	通知等	令和3年2月26日	<p>「肉用牛肥育経営安定交付金における標準的販売価格の算出に用いる牛枝肉取引データの収集等について」(令和3年2月26日付け2生第1978号)  「肉用牛肥育経営安定交付金における標準的販売価格の算出に用いる牛枝肉取引データの収集等について(協力依頼)」(令和3年2月26日付け事務連絡)</p>		
			<p>ご提案の繰越事務手続きの簡素化については、支障事例と比較されている特定環境保全公共下水道事業と同様、既に各都府県に対して繰越事務の委任がされているところである。 繰越事務の迅速かつ適正に行われるよう農政局及び各都府県へ周知を回ってまいりたい。</p>	<p>【農林水産省】 (19)地方創生汚水処理施設整備推進交付金 (イ)地方創生汚水処理施設整備推進交付金のうち、農業集落排水施設の整備に係る繰越しの手続に関する事務については、予算決算及び会計令(第22勅令165)140条に基づき、都府県の知事又は知事の指定する職員に委任していること、地方農政局に改めて通知する。 【措置済み(令和2年9月29日付け農林水産省事務連絡)】 (関係府省・財務省)</p>	通知	令和2年9月29日	「地方創生汚水処理施設整備推進交付金に係る繰越事務の都府県への委任について」(令和2年9月29日付け農林水産省事務連絡)		

管理番号	提案区分 区分 分野	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支援事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の 利便性の向上、行政の効率 化等)	模範法令等	制度の 所管・ 関係府 等	団体名 その他 特記事項	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支援事例(主なもの)＞		各府県からの第1次回答	各府県からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	
									団体名	支援事例		見解	補足 資料
166	地方創生 環境・衛生	地方創生汚水処理施設整備推進交付金に係る早期着手の実現	地方創生汚水処理施設整備推進交付金に係る早期着手の実現	地方創生汚水処理施設整備推進交付金については、同交付金交付要綱に基づき、交付申請を行い、所管省庁(農林水産省、国土交通省、環境省)の交付決定通知を受けたうえで汚水処理施設(農業集落排水施設、公共下水道、浄化槽)の整備事業を推進している。交付決定の効力は交付決定日以降に生じることとなるが、農林水産省、環境省事業では6月上旬に交付決定通知がされ、この場合の事業期間は約10ヵ月(6月～翌年3月)となる。また、当該交付金受領後、交付決定前事業着手に関する規定がなく、その効力を年度当初(4月1日付け)から生じさせることができない状況となっている。特に、農林水産省の事業については、農業集落における屎尿、生活雑排水などの汚水等を処理する施設の整備(道路下へ管渠を布設する工事)を行っているが、以下のような事例で支障が生じている。(支援事例)交付決定日が6月となるため、約2か月工事を実施することができます。年度内での予算執行の観点から、場合によっては工事の分割発注を行うこともあり、これにより発注事務が煩雑となる。また、管渠の布設工事を行う場合には、地元の方々と道路の通行規制や工程などの調整を行わなければならない。分割発注を行うことにより、工事箇所が定額した工区では、地元との調整に加え、施工業者同士の調整が必要となるなど、調整が複雑化することとなる。こうした調整により時間を要するなど、円滑な事業実施に影響が生じている。以上、本事業は、複数の類似施設(農業集落排水施設、公共下水道、浄化槽)を連携して一体的に整備する必要があることから、国土交通省所管の社会資本整備総合交付金と同様に、農林水産省、国土交通省、環境省の全ての事業について、交付決定日にかかわらず効力を年度当初から発生させる取扱いを認め、早期着手が可能となるよう求める。	交付決定の効力開始日を年度当初(4月1日付け)とすることにより、これまでより長期の事業期間を確保でき、円滑な事業運営に資する。	地方創生汚水処理施設整備推進交付金交付要綱	内閣府、農林水産省、国土交通省、環境省	広島市、広島県	福島県、浜松市、豊橋市、京都市、宇都宮市、岡山市、福岡県	○当市では同様の支援事例はないものの、事業実施の際に提案された取り扱いは円滑に事業が執行できる。 ○農林水産省の交付決定通知は例年6月上旬にあり、それまで工事の公告が行えないので、2月末以降に工事を実施できない事例がある。また、早期着手が可能となることで調査・診断業務が早期市、京都市、宇都宮市、岡山市、福岡県などから実施され、早期の対応が行えないこととなる。また、早期着手が可能となることで、当該補助金を申請していないものの長期の事業期間を確保するという趣旨に賛同出来る。 ○当県においても、令和2年度の交付決定は5月26日となっており、執行期間が約10ヶ月となっている。工期の不定期間については課題措置で対応している。交付決定前事業着手などの規定があれば工期の確保につながる。	御提案を踏まえ、関係府県間で地方創生汚水処理施設整備推進交付金における交付決定前着手の導入について検討・調整を進めてまいりたい。	本事業を円滑に実施する観点から、関係府県間での検討・調整を早急に行い、地方創生汚水処理施設整備推進交付金における交付決定前着手を令和3年度から導入していただく。	
176	地方創生 土木・建築	地すべり防止区域の指定を迅速化するための手続等の抜本的見直し	地すべり防止区域の指定を迅速化するための手続等の抜本的見直し	都道府県知事は地すべり等防止法に基づき、法定受任事務として地すべり防止工事の施行その他地すべり防止区域の指定や、指定の通知を受けた地すべり防止区域内への構造物の設置を行うこととされている。また、地すべり防止区域内において地下水を誘引・停滞させる、大型用排水路を新設する等の行為を行うに当たっては、都道府県知事の許可を受けなければならないとされている。一方、地すべり防止区域の指定については、主務大臣(農林水産大臣又は国土交通大臣)が権限を有しており、都道府県知事は指定の必要がある管内区域について、地すべり指定申請をすることとされている。例えば、国土交通大臣に対する申請においては、都道府県は予め各地方整備局と国土交通省(本省)に協議を行っている。一方、地すべり防止区域の指定に係る事前協議に向けた書類は国土交通省(本省)に提出している。それらが都道府県が本省との事前協議の中で、書類修正等の指示を受けて進捗を行い、国土交通大臣による指定・告示に至るといった流れになっている。迅速に先立つ本省との事前協議は、年3回に限られているため、その時期に間に合わない場合は、進捗時期が次回(4ヶ月後)以降に持ち越しとなり、地すべり防止区域の指定が遅れる大きな要因となっている。昨年、大雨や地震等の自然災害が頻発・激甚化するなかで、土砂災害の危険を感じている地域住民から、地すべり防止工事等への早期着手を求める声があるにも関わらず、地すべり防止区域の迅速な指定が行えないため、工事着手が滞り、事業を通じて住民の安心・安全な暮らしを守ることができず、都道府県の責務を果たす上で、大きな支障が生じている。	地すべり防止区域の指定に係る手続を大幅に短縮することが出来れば、都道府県が行う地すべり防止工事の早期着手等が可能となり、地域住民の安心・安全な暮らしに資する。	地すべり防止区域の指定を迅速化するための手続等の抜本的見直し	農林水産省、国土交通省	栃木県、福島県、群馬県、新潟県	秋田県、山形県、福島県、新潟県、愛媛県	○地すべりという特性上、災害関連地すべり事業となる場合が多く、発災する時期が不明であり、一刻も早く対策工事の着手が必要があるため、災害発生時における地すべり防止区域の迅速な指定については随時受付とされた。	国土交通省は、地すべり等災害防止法第3条による地すべり防止区域の指定については、効率的に指定の事務を行うため、年3回都道府県へ指定を行うべき区域についての事前協議を通知しているところである。しかし、事前協議については、通知の文書において「災害事業(※)など急を要する場合は、個別に協議します。」(※災害関連緊急地すべり対策事業)と記載しており、年3回の事前協議時に限らず、対応を可能としているところであり、具体的な支援事例として記載の「その時期に間に合わない場合は、進捗時期が次回(4ヶ月後)以降に持ち越しとなり、地すべり防止区域の指定が遅れる大きな要因となっている。」については、事業とは異なることであると認識している。地すべり等防止区域の指定については、計画的に進めていただいているところであるが、「災害対応に限らず」急を要する場合は個別に協議し、事前協議に間に合わない場合において指定を行っているところである旨について、今後は、各都道府県に発出している文書にも明確に記載し、広く周知して参りたい。農林水産省においても、国土交通省と同様に、急を要する条件について随時対応を行っており、今後もしっかりと対応して参りたい。	地すべり防止区域は地すべり対策の基礎として非常に重要な役割を果たすものと承知しているが、その指定については、地すべりの危険を感じている地域住民にとってはいずれも急を要するものであり、大雨や地震等の自然災害が頻発・激甚化する昨今の状況を鑑みれば、その指定の迅速化がますます必要になっているものとする。貴省の第1次回答によれば「急を要する場合は個別に協議します」と記載されているが、結果的に事前協議の実施が認められなければ指定が遅れ、早期の対策が行えないこととなる。また、事前協議を予定していた案件が地権者同士の境界確認他と不測の日数を要し、計画的に進められない場合もある。以上を踏まえ、事前協議について、個別の調整を要することなく随時受付可能としたい。また、指定が遅れることによる住民の不安、安全な暮らしを守ることができず、都道府県の責務を果たす上で、大きな支障が生じている。地すべり防止区域の指定については、計画的に進めていただいているところであるが、「災害対応に限らず」急を要する場合は個別に協議し、事前協議に間に合わない場合において指定を行っているところである旨について、今後は、各都道府県に発出している文書にも明確に記載し、広く周知して参りたい。農林水産省においても、国土交通省と同様に、急を要する条件について随時対応を行っており、今後もしっかりと対応して参りたい。	
177	地方創生 環境・衛生	鳥獣被害防止総合対策交付金における「軽微な変更」の範囲拡大及び交付限度額に関する考え方	鳥獣被害防止総合対策交付金において、推進事業に要する経費配分の変更は金額の如何に関わらず重要な変更として、国の承認を要する。本県では、国から承認を受けるまでに2ヶ月程度要したことがあり、急遽必要とされた捕獲強化のための機器を迅速に導入できなかったという支障が生じた。推進事業費については、都道府県に配分された額の範囲内において、都道府県の裁量によって主体的に各事業への振り分けを行えるようにすべきである。また、当該交付金の鳥獣被害防止都道府県活動支援事業においては、都道府県が主導して広域捕獲活動等を行っているが、当該事業に割り当てられる限度額が2,300万円と定められている。この限度額によっても、鳥獣の出没状況に応じた緊急的な取組を行う必要が生じた際、経費配分の変更等によって対応しようとしても、必要な捕獲活動を十分に実施することができなくなっている。	補助事業に要する一定程度の経費配分の変更を「軽微な変更」として取り扱い、国の承認を不要とする。また、当該交付金の鳥獣被害防止都道府県活動支援事業に必要とされる捕獲強化のための機器を迅速に導入できなかったという支障が生じた。推進事業費については、都道府県に配分された額の範囲内において、都道府県の裁量によって主体的に各事業への振り分けを行えるようにすべきである。また、当該交付金の鳥獣被害防止都道府県活動支援事業においては、都道府県が主導して広域捕獲活動等を行っているが、当該事業に割り当てられる限度額が2,300万円と定められている。この限度額によっても、鳥獣の出没状況に応じた緊急的な取組を行う必要が生じた際、経費配分の変更等によって対応しようとしても、必要な捕獲活動を十分に実施することができなくなっている。	鳥獣被害防止総合対策交付金の配分基準については、各都道府県における前々年度の当該交付金における不用額を上限として減じることができるとされている。鳥獣被害防止総合対策交付金の配分基準については、各都道府県における前々年度の当該交付金における不用額を上限として減じることができるとされている。鳥獣被害防止総合対策交付金の配分基準については、各都道府県における前々年度の当該交付金における不用額を上限として減じることができるとされている。鳥獣被害防止総合対策交付金の配分基準については、各都道府県における前々年度の当該交付金における不用額を上限として減じることができるとされている。	農林水産省	栃木県、群馬県、新潟県	前橋市、長野県、京都市、大阪府、兵庫県、巻田市	○経費配分の変更に伴う国への変更申請については、承認通知までの約1か月間、当該事業が執行できない事例があった。事業実施主体が同じである市町推進事業と緊急捕獲事業は一体的な取り組みであることから、相互間の経費配分の変更について国への変更申請を不要とすることで、事業の円滑な執行だけでなく、国・県の負担軽減、不用額の減少等につながるものとする。	補助事業等における経費については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(以下適正化法という)第7条に基づき、補助金等の交付の目的を達成するため必要があるときに、各省各庁の長の承認を受けて、補助事業等における経費配分の変更が可能となることである。そのため、交付金についても、都道府県の裁量で各事業への振り分けを行った後に、補助事業等における経費配分の変更(相互間)におけるそれぞれの経費の増減を行う場合は、適正化法第7条に基づき、地方農政局長の承認を受けて変更を行い、適正な交付金の執行となるようになされているものとする。鳥獣被害防止都道府県活動支援事業で定められている交付限度額については、CSF(豚熱)対策のように変更が必要な場合には、撤廃や上限の嵩上げ等必要な範囲で実施しているところであり、これからの状況も踏まえて検討していきたい。	補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)第7条第1項第1号においては、「軽微な変更」の場合は各省各庁の承認が不要とされており、この「軽微な変更」は各省各庁が定めるとされている。このため、補助事業等の目的を達成するための必要な範囲で、当該交付金に係る推進事業に要する一定程度の経費配分の変更については「軽微な変更」との認定をお願いしたい。また、鳥獣被害防止都道府県活動支援事業の交付限度額については、CSF対策など、複数の都道府県に係る緊急対策のための上限の嵩上げ等は大きな意義がありたいと受け止められている。今後交付限度額の撤廃や嵩上げを検討いただけたこと、各都道府県の状況が異なることから、全国一律の交付金限度額とせず、鳥獣の捕獲数等、都道府県独自の状況に応じた対応が可能となるよう、交付限度額の撤廃や嵩上げ等の検討を引き続きお願いしたい。		
178	地方創生 環境・衛生	鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業に係る交付額の算定に前々年度の実績を適用することの見直し	鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業に係る交付額の算定に前々年度の実績を適用することの見直し	「鳥獣被害防止総合対策交付金に係る交付金の配分基準について」において、各都道府県への配分額のうち基礎配分については、各都道府県における前々年度の当該交付金における不用額を上限として減じることができるとされている。鳥獣被害防止総合対策交付金の配分基準については、各都道府県における前々年度の当該交付金における不用額を上限として減じることができるとされている。鳥獣被害防止総合対策交付金の配分基準については、各都道府県における前々年度の当該交付金における不用額を上限として減じることができるとされている。	農林水産省等に被害を及ぼす野生鳥獣の捕獲は、気象災害の影響による生息域の変化や気象災害による生息域の変化など環境的な要因が大きいこと、前々年度の不用額から配分額を減じることができるとされている。鳥獣被害防止総合対策交付金の配分基準については、各都道府県における前々年度の当該交付金における不用額を上限として減じることができるとされている。	鳥獣被害防止総合対策交付金の配分基準については、各都道府県における前々年度の当該交付金における不用額を上限として減じることができるとされている。	農林水産省	栃木県、福島県、群馬県、新潟県	前橋市、長野県、京都市、大阪府、兵庫県、巻田市	○緊急捕獲事業は、昨年度捕獲実績等を参考にした見込みの捕獲頭数により要望しているため、当県でも想定外の不用額が発生する事例があった。当初配分が減額された場合でも、補正予算として減らした対応を行っているところである。○県内の市町においても、自然災害の影響で野生鳥獣の捕獲頭数が減少して翌々年度の配分が減少し、地域の捕獲活動に支障が生じた例が報告されている。	自然環境の要因が大きく影響する捕獲の結果に対して支援いただいている。鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業については、自然環境による要因が捕獲実績に大きな影響を及ぼすことから、捕獲計画の達成に向けた市町の担当職員や捕獲従事者の方々が地道な努力を行っていただけている。なお、捕獲される頭数の増減については、気象災害の影響による生息域の変化や気象災害による生息域の変化など環境的な要因が大きいこと、前々年度の不用額から配分額を減じることができるとされている。鳥獣被害防止総合対策交付金の配分基準については、各都道府県における前々年度の当該交付金における不用額を上限として減じることができるとされている。	自然環境の要因が大きく影響する捕獲の結果に対して支援いただいている。鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業については、自然環境による要因が捕獲実績に大きな影響を及ぼすことから、捕獲計画の達成に向けた市町の担当職員や捕獲従事者の方々が地道な努力を行っていただけている。なお、捕獲される頭数の増減については、気象災害の影響による生息域の変化や気象災害による生息域の変化など環境的な要因が大きいこと、前々年度の不用額から配分額を減じることができるとされている。鳥獣被害防止総合対策交付金の配分基準については、各都道府県における前々年度の当該交付金における不用額を上限として減じることができるとされている。	

各府省からの第1次回答を踏まえた追加提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答	対応方針の措置(検討)状況				
見解	補足資料				措置方法(検討状況)	実施(予定)時期	これまでの措置(検討)状況	今後の予定	
				交付決定前着手の令和3年度からの導入に向けて、関係府省間で検討・調整を進めてまいります。 【農林水産省】 (19) 地方創生汚水処理施設整備推進交付金 (ii) 地方創生汚水処理施設整備推進交付金については、やむを得ない事情により、交付決定前に事業に着手する必要がある場合には、交付決定前の着手を可能とし、令和2年度中に必要な措置を講ずる。 (関係府省:内閣府、国土交通省及び環境省)	通知	令和3年3月29日	「地方創生汚水処理施設整備推進交付金交付要領の一部改正について」(令和3年3月29日付け、2農振第3126号・2水港第2731号・国水下車第60号・環境通発第2103254号)		
				国土交通省では、第一次回答のとおり、「急を要する場合は個別に調整を行っているが、これは、該当案件がある場合には、その旨ご連絡をいただければ、当該地方公共団体と日程調整等をした上で、年三回という期限に限らずに随時事前協議の受付を行っているという趣旨であり、実際もそのように対応しているところである。従って、「その時期に間に合わない場合は、進捗時期が次回(4ヶ月後)以降に持ち越しとなり、地すべり防止区域の指定が遅れ、計画的に進められないことにより支障が生じる場合には、適直連絡されたい。農林水産省としても、実質的に随時事前協議の受付を行っているところであるが、その旨を周知して参りたい。	【農林水産省】 (10) 地すべり等防止法(昭33法30) 地すべり防止区域(3条1項)の指定の手続については、都道府県が管内の土地において地すべり防止工事(2条4項)等を早急に実施する必要があると判断した場合には、当該指定に係る主務大臣との事前協議を随時行うこと(関係府省:国土交通省)	事務連絡	令和3年1月15日	「地すべり防止区域指定に係る事前協議について(周知)」(令和3年1月15日付け農林水産省農村振興局農産部政策課鳥獣対策・農村環境課及び林野庁森林整備部治山課事務連絡)を発送し通知した。 「令和2年度砂防指定地等に関するヒアリング(第3回)について」(令和3年1月15日付け国土交通省砂防部砂防計画課砂防管理室事務連絡)	
		【全国町村会】 提案団体の意向及び関係府省の回答を踏まえ適切な対応を求める。		当交付金で実施する事業は事業毎の目的に沿って遂行する必要があり、事業間の経費の増減を伴う変更については、当初計画の実効性確保の観点から基本的に承認を得る必要があると考えているところである。しかしながら、鳥獣被害防止総合対策事業、鳥獣被害防止都道府県活動支援事業及び、鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業については、協議会(市町村)及び都道府県の地方公共団体が調整しながら行う事業であり、また、柔軟な対応により事業効果を適切に発揮させる観点から、事業毎の目的を達成するために必要な範囲として、事業間の経費配分の一定程度までの変更については、軽微な変更としての取扱いを可能とするべく検討してまいります。鳥獣被害防止都道府県活動支援事業においては、限りある予算の中で、限度額を設けられないまま配分することは、要望順次第で各県への配分額に大きく影響を与えてしまい、かえって不平等を生じさせることに繋がるため、限度額の撤廃は行えないが、緊急性のある取組が必要な状況となった場合は、今後も上限額の嵩上げ等を検討し、支援できるように検討してまいります。	【農林水産省】 (17) 鳥獣被害防止総合対策交付金 鳥獣被害防止総合対策交付金については、令和3年度交付分から以下のとおりとする方向で「鳥獣被害防止総合対策交付金交付要綱」(平20農林水産事務次官)及び「鳥獣被害防止総合対策交付金に係る交付金の配分基準について」(平20農林水産省生産局長)の改正を検討し、令和2年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 事業の相互間の経費の額の差のうちの一定のものについては、農林水産大臣の承認が不要な「軽微な変更」とする。	通知	令和3年3月30日	「鳥獣被害防止総合対策交付金交付要綱の一部改正について」(令和3年3月30日付け2農振第2828号)	
		【全国町村会】 提案団体の意向及び関係府省の回答を踏まえ適切な対応を求める。		自然環境の要因が捕獲活動の進行に影響を与えることは承知しているが、そのような状況においても厳格な執行管理において、不用額を極力出さないように努力して都道府県も、これらの都道府県への評価も考慮する必要があることも御承知願いたい。しかしながら、近年の不安定な気象による災害の影響で想定し得ない生息環境の変化などが起きることも承知しており、このような、例年と比較して明らかな不可抗力による不用額が発生した場合には、その理由等を付していただき、減額の取扱いを緩和できないか検討してまいります。	【農林水産省】 (17) 鳥獣被害防止総合対策交付金 鳥獣被害防止総合対策交付金については、令和3年度交付分から以下のとおりとする方向で「鳥獣被害防止総合対策交付金交付要綱」(平20農林水産事務次官)及び「鳥獣被害防止総合対策交付金に係る交付金の配分基準について」(平20農林水産省生産局長)の改正を検討し、令和2年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 配分額に前々年度の不用額を反映することについては、気象災害による生息環境の変化その他のやむを得ない事由による場合は行わないこととするなど配分基準を見直す。	通知	令和3年3月30日	「鳥獣被害防止総合対策交付金に係る交付金の配分基準についての一部改正について」(令和3年3月30日付け2農振第3671号)	



各府省からの第1次回答を踏まえた追加提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答	令和2年の地方からの提案等に関する対応方針(令和2年12月18日閣議決定)記載内容及び提案提出年以降の対応方針に記載があるものは当該対応方針の記載内容を <当該対応方針決定年>として併記	対応方針の措置(検討)状況			
見解	補足資料					措置方法 (検討状況)	実施(予定) 時期	これまでの措置(検討)状況	今後の予定
		【全国知事会】 間接補助の国庫補助金を交付するにあたり、交付の目的を達成するために必要な条件を附する場合は、地方に負担を過度に転嫁する条件を附することがないようにすべきである。		第1次回答で回答したとおり、財産処分承認に際し付す国庫納付等の条件は財産処分承認の前提条件であり、提案のような規定を設けることは適当でない。 間接補助事業は、補助事業者が自らの責任で行う助成金の交付について国の補助金をその財源とするものでもあり、負担を転嫁するという指摘は必ずしも当たらないと考える。 なお、財産処分にあたっては、各々の補助事業の申請から交付、遂行、監督、事業運営等の状況をよく吟味した上で、補助事業者等の関係機関の理解が得られるよう、丁寧に協議を行ってまいりたい。	【農林水産省】 (9) 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭30法179) 農林水産省所管の国庫補助事業等により取得した財産の処分については、間接補助事業者等が資金繰りの悪化等により補助対象財産を維持管理することが困難となった場合における補助事業者等に対する国庫納付条件について、関連する司法判断も踏まえて検討し、令和3年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 (関係府省:財務省)	通知等	令和3年3月	「補助事業者により取得し、又は効用の増加した財産の処分等の承認基準についての一部改正について」(令和3年3月31日付け2予第2731号)  補助事業者自身の負担により国庫納付する義務を負うことのないよう措置する旨、農林水産省大臣官房参事官(経理)から各農政局長等へ通知。	
		【全国町村会】 提案団体の意向及び関係府省の回答を踏まえ適切な対応を求める。		提案団体及び追加共同提案団体を対象としたアンケート調査を実施したところ、提案のあった様式の簡素化の是非について意見が分かれたため、市町村等が行う実施状況の確認等に支障が生じないよう、アンケート結果を精査し、引き継ぎを検討してまいりたい。 本交付金の申請・報告様式については、令和元年度に全体を見直し、入力箇所の削減等をしたところである。なお、時代のすう勢に対応した支援を行う必要があるため、様式について若干の記入欄の追加等の変更は生じるが、今後、大幅な変更とならないよう、配慮してまいりたい。	【農林水産省】 (18) 多面的機能支払交付金については、地方公共団体等の事務負担の軽減を図るため、地域の農業者等が作成し地方公共団体が集計する報告書の様式の変更を必要最小限とするともに、活動記録又は登録出納簿の項目と同等と認められる情報が記載された資料があることを確認した場合は、当該項目を省略した様式が使用可能である旨を地方公共団体に令和2年度中に通知する。	通知	令和2年12月24日	「多面的機能支払交付金実施要領における様式の項目省略について」(令和2年12月24日付け事務連絡)	



管理番号	提案区分 区分 分野	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の表明による住民の 利便性の向上、行政の効率 化等)	根拠法令等	制度の 所管 ・関係府 省	団体名 その他 特記事項	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞		各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	
									団体名	支障事例		見解	
												補足資料	
240	地域 消防・ 防災・ 安全	災害査定における 実地査定の廃止及 びWeb査定方式の 構築	ドローン等を活用するこ とにより適切な現地確認 ができるため、金額の多 寡に関わらず、実地によ る災害査定を廃止するこ と。 机上査定の方法を構築 すること。	【現状】 災害復旧事業費を決定する災害査定は原則として実地で行うが、被災箇所の申請額が300万円未満の場合に 限り、被災箇所を写真や設計書等の資料で確認する机上査定を実施することができる。 激甚災害に指定された場合は災害査定の手続きを迅速にするため、机上査定限度額の引き上げや査定 設計図書の簡素化措置などが実施される。 災害査定(実地、机上査定)は、被災自治体において行われている。 平成30年7月豪雨が激甚災害に指定されたことにより、当災害では机上査定限度額が2,500万円以下(都市局 所管災害は2,400万円以下)に引き上げられ、被災箇所975件中821件(84%)が机上査定の対象となった。 一方、本県では激甚災害に指定されない規模の災害も顕発しており、平成30年は220件の被災があったが、そ のうち机上査定の実施が可能な被災箇所は41件(18.6%)に止まっている。 【支障】 実地査定は、災害が顕発する中、1日に実施できる件数が少なく、災害復旧事業が遅れる恐れがあるうえ、被 災自治体の準備が負担となっている。 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、緊急事態宣言等が発令されている場合には、東京等から被災自治 体への移動が制限され、災害査定の実地が困難となり、災害復旧事業が遅れる恐れがある。	制度改正による効果 (提案の表明による住民の 利便性の向上、行政の効率 化等)	公共土木施設災 害復旧事業費国 庫負担法第7条 公共土木施設災 害復旧事業査定 方針第12・1 大規模災害時に おける公共土木施 設災害復旧事業 査定方針	財務 省、農 林水 産省、 国土 交通 省	兵庫県	八尾 市、倉 敷市、 養父 市、福 岡県	○令和元年台風19号の暴風雨が激甚災害に指定されたことにより、当災害における国土交通省 所管災害の机上査定限度額が3,000万円以下に引き上げられ、被災箇所216件中156件(72%)が 机上査定の対象となった。激甚災害に指定されなかった場合、机上査定の実施が可能な被災箇 所は28件(13%)に止まり、災害査定が長期間となり災害復旧事業の着工が遅れるおそれがあっ た。 ○平成30年7月豪雨や、平成30年台風第21号では多くの土木施設被害が発生し、災害査定を受 けるための準備に労力を要したことから、机上査定申請額の引き上げなど要件緩和をお願いし たい。	【財務省】 災害査定は、主務省の災害査定官が、災害復旧事業費の決定の ために査定に当たり、申請額が主務省の定める金額未満又はや むを得ない理由により実地査定が困難である箇所について、机上 にて査定を行うことができる。災害復旧事業費の決定は、主務省 の災害査定官が、主務省の査定官が行う災害査定に当たり、公正 かつ適正な採択等による復旧方法等を迅速に決定する立場から 立会を行うこととしている。 主務省において、地方公共団体の事務の簡素化のため、ドロー ンの活用等の試行的実施・検討が行われているものと承知してい るが、財務省としては、適切な範囲での事務の簡素化とともに災害 復旧事業が適正・公平かつ迅速に行われるよう、主務省と必要な調 整をしていきたい。 【農林水産省】 災害査定は、災害査定官が、災害復旧事業費の決定のための査 定に当たり、被害状況やその対策が多岐にわたる各災害復旧事 業箇所について、簡素で画一的な机上査定で詳細な状況把握をす るために必要な査定資料の全てを詳細的に予め想定し、簡素 かつ効率的に作成することは著しく困難であることから、現地を確 認したうえで、復旧工法が適切かどうか判断することを原則とし ているため、現時点で全てを机上査定とすることは困難である。 一方、机上査定は、激甚災害の際の大規模査定方針の適用時の ほか、効率的な災害査定を行うため、激甚災害に指定されない規 模の災害であっても、その内容に応じ個別に協議することで、現行 においても対応可能である。 また、緊急事態宣言が発令により、移動が制限されている場合に あってはメール等により行うことも可能である。 【国土交通省】 災害査定は、公共土木施設災害復旧事業査定方針第12-1に「査 定は原則として実地に行うものとする」となっており、「申請額が 300万円未満の箇所又はやむを得ない理由により実地査定が困難 である箇所については、現地土木事務所等において机上にて査定 を行うことができる」とされています。 被災箇所は、多種多様であり、被災原因の確認や対策工法が適 切に申請されているかの判断を行う際、追加の写真撮影や現地 に再度確認することがあるなど手間りが生じる場合もあり、通常 の査定では、現時点で机上査定により行うことは必ずしも効率的 ではありません。 一方、大規模な被害が発生し、多数の事業を実施しなければなら ない事案では、早期復旧のため迅速な災害査定の実施が求めら れます。この場合、「大規模災害時に係る公共土木施設災害復 旧事業査定方針」を適用し、迅速に災害復旧に着手できるように、 箇所の簡素化及び机上査定の上限額を引上げて対応していること からです。この対応により、早期に査定を完了することができてい ますが、反面、設計変更手続き(公共土木施設災害復旧事業費国庫 負担法施行令第7条)が増えている状況も見受けられます。 このことから、通常の災害時に、机上査定のみで実施することは、 業務を進める上で必ずしも効率的ではなく、実地による災害査定を 置くに廃止することは困難です。 ただし、技術革新は進んでおり、査定に必要な写真等が容易に用 意できれば、受検事務を減らす可能性があるため、ドローンの活用 などを含め、現在試行的に実施しているところです。今後も試行を 重ね、その有効性を検証しながら、効率的な査定事務のあり方 について検討を進めていく予定です。	実地査定では、現場同等の移動に時間を要することから、1日に実施できる件数が少なく、 災害復旧事業が遅れる恐れがあるうえ、被災自治体の準備が負担となっていることから、極 力実地によらない査定を基本とすることを検討していただきたい。 「設計変更手続きが増えている状況も見受けられる」ことを理由に、机上査定が必ずしも効 率的ではないとの見解であるが、大災害において設計変更件数はやむを得ず増加するもの であることから、実地調査より机上査定が非効率的だといふ証左とは言えないと考える。 (ちなみに、本県の実績として平成30年の災害では、実地査定が机上査定へ変更されたこと による設計変更手続きの発生率に大きな違いは見られなかった。(全体の発生率：12.3%、 実地査定から机上査定になった工事：11.2%)) また、その他机上査定に係る懸念が示されているが、「ドローン等による動画記録や三次元計 測データ等、ICT技術を活用すれば実地査定と同程度の状況把握は可能と考える。 新型コロナウイルスの感染拡大に伴って緊急事態宣言が発令され、都道府県域を超える移 動の自粛が求められた。緊急事態宣言が発令されている状況下で災害が発生した場合に、 災害査定を被災現場で実施するために、査定官が特定警戒都道府県からそれ以外の自治 体へ移動することは、感染拡大につながる恐れがある。 再び感染が拡大しつつある中、感染拡大防止対策が急務であることから、Webによる査 定方式を早急に構築することが求められる。 「経済財政運営と改革の基本方針2020」においては、「激甚化・頻発化する水災害、切迫化 する大規模地震災害、いつ起こるか分からない火山災害から国民の命と暮らしを守ることは 国の重大な責務」として、「防災・減災、国土強靭化について、デジタル化・スマート化を図り つつ、国・地方自治体をはじめ関係者が一致団結し総力を挙げ、ハード/ソフト一体となった 取組を強力に推進する」とこととされているところ、実地査定の廃止及びWeb査定方式の構築 について、早急な対応をお願いしたい。	補足 資料

各府省からの第1次回答を踏まえた追加提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答	令和2年の地方からの提案等に関する対応方針(令和2年12月18日閣議決定)記載内容 及び提案提出年以降の対応方針(令和2年度地方方針の記載内容を 当該対応方針決定年として併記)	対応方針の措置(検討)状況			
見解	補足 資料				措置方法 (検討状況)	実施(予定)	これまでの措置(検討)状況	今後の予定	
		【全国市長会】 提案の実現を求めるものであるが、公平性の担保等について懸念する意見も寄せられているため、その点については配慮していただきたい。		【財務省】 災害復旧事業については、民生の安定をできるだけ速やかに実現することが重要であり、通常の補助に比べて補助率を高くしたり、復旧事業の速度を速めたりするなど、特別の取組制度が講じられている。このようにかなりの額の国費が投入され、また特別の助成措置が取られている災害復旧制度の運用はとりわけ、制度の趣旨に即して、厳正かつ、公平に、また効果的に実施されることが求められている。 こうしたことから災害査定は、主務省の災害査定官が、災害復旧事業の決定のために査定にあたり、制度の趣旨を踏まえつつ現地調査を原則としているものの、申請者側の事務負担をできる限り考慮し、事務簡素化に資するよう、申請者が主務省の定める金額未満又はやむを得ない理由により実地査定が困難である箇所について、机上にて査定を行うことを可能としている。 財務省立委員は、主務省の査定官が行う災害査定に当たり、公正かつ適正な採択等による復旧方法等を迅速に決定する立場から立会を行うこととしている。 主務省において、地方公共団体の事務の簡素化のため、ドローンの活用等の試行的実施・検討が行われているものと承知しているが、財務省としては、適切な範囲での申請者側に配慮した事務の簡素化とともに災害復旧事業などの被災現場においても適正・公平かつ迅速に行われるよう、主務省も必要な調整に努めていきたい。 【農林水産省】 「災害査定は、災害査定官が、災害復旧事業費の決定のための査定に当たり、被害状況やその対策が多岐にわたる各災害復旧事業箇所について、簡素で画一的な机上査定で詳細な状況把握をするために必要となる査定資料の全てを概率的に予め想定し、適宜かつ効率的に作成することは著しく困難であることから、現地を確認したうえで、復旧工法が適切かどうか判断することを原則としているため、現時点で全てを机上査定することは困難である。一方、机上査定は、激甚災害の際の大規模査定方針の適用時のほか、効率的な災害査定を行うため、激甚災害に指定されない規模の災害であっても、その内容に応じ個別に協議することで、現行においても対応可能である。また、緊急事態宣言の発令により、移動が制限されている場合にあってはメール等により行うことも可能である。」と前回回答させていただいたところであるが、負担法及び暫定法の趣旨を踏まえた災害復旧制度の安定的な維持と申請者側の負担軽減の重要性に鑑みれば、農水省は基本的に災害制度を所管している他の府庁と誘え方は同様であり、他府庁と連携しながら、技術革新を踏まえたドローンの活用、災害申請用の写真撮影やデータ活用等、効率的な査定事務の在り方について検討していくとともに、新型コロナウイルスの感染拡大の状況を踏まえ、Webやメールを活用した査定を選択できるように検討しているところであり、申請者側の機材調達等の環境を整えば、柔軟に対応していく予定である。 【国土交通省】 災害査定は、査定方針に「査定は原則として実地にて行うものとする」となっており、「申請額が300万円未満の箇所又はやむを得ない理由により実地査定が困難である箇所については、机上にて査定を行うことができる」とされています。これは、負担法が公共の福祉の確保を目的とし、高率な国庫負担を行うことに鑑みれば、事業費算定の正確性の確保等とともに適正な予算計上の重要性から実地調査としての一方、申請者の事務負担軽減等の観点も考慮し、机上査定も可能としているものです。これを踏まえこれまで、現場の状況等より申請者から相談があれば、300万円以上であっても机上査定とする対応も行っているところです。 また、被災箇所は多種多様であり、申請時の添付写真では被災箇所の位置や対策工法が適切に申請されているかの判断ができません。追加の写真撮影や現地を再度確認することがあるなど手戻りが生じることがあります。このため、机上査定で実施することが必ずしも効果的であるとは言えません。 さらに、大規模な被害が発生した場合は、「大規模査定方針」を適用し、迅速に災害復旧に着手できるように、回面の簡素化及び机上査定の上限額を引上げて対応しているところですが、この対応により、早期に災害査定を完了することができています。 この他、堤防の決壊など、早急に対応が必要なときは、被災状況の記録を残した上で、工事実施後に災害査定を受けることで国庫負担の対象となり、被害の状況に応じて迅速な工事着手ができる事業となっています。 一方、ドローン等の技術革新は進んでおり、査定に必要な写真等が容易に準備できれば、受検事務を減らす可能性があるので、ドローンの活用などを含め、現在試行的に実施していますが、またその件数は少ないことやドローンで確認できない部分の確認方法など、今後も自治体の協力を得ながら試行を重ね、実施例を増やし課題抽出や有効性を確認しつつ、適正・公平かつ効率的な査定事務のあり方について検討を進めていく予定です。合わせて、災害申請用の写真撮影やデータ活用、その他留意点等についても検討していく予定です。 また、新型コロナウイルスの感染拡大の状況を踏まえ、Webやメールを活用した査定を選択できるように検討をしているところであり、申請者側の機材調達等の環境を整えば、柔軟に対応していく予定としています。	【農林水産省】 (3)農林水産省施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律(昭25法169)及び公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法(昭26法97) (1)災害査定(公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法7条及び農林水産省施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律施行令(案))については、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、当分の間、WEB会議方式等による実施が可能であることを、地方公共団体に通知する。 【措置済み(令和2年9月28日付け国土交通省都市局都市安全課、港湾局海岸・防災課、水管理・国土保全局防災課事務連絡、令和2年10月6日付け農林水産省農村振興局整備部防災課、林野庁森林整備部治山課、水産庁漁港漁場整備部防災課事務連絡)】 (2)机上査定(公共土木施設災害復旧事業費査定方針(昭32建設省)12、海防防衛局防衛施設災害復旧事業費査定方針(昭40農林省)10等)の拡大については、災害復旧の迅速化に資するよう、WEB会議方式等による机上査定の実施状況や無人航空機による測量技術の進展等を踏まえて検討し、令和3年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。(関係府省・財務省及び国土交通省)	(1)対応方針記載のとおり措置済み(事務連絡) (2)通知発出	(1)対応方針記載のとおり措置済み(令和2年9月28日、10月6日) (2)通知発出済み 「公共土木施設(公園)災害復旧事業費査定方針」の改正について(通知)(令和4年4月1日付け国土交通省都市局長通知)、「港湾関係公共土木施設災害復旧事業費査定要領」の一部改正について(令和4年3月31日付け港湾局長通知)、公共土木施設災害復旧事業費査定方針の一部改正について(通知)(令和4年4月1日付け水管理・国土保全局長通知)、農地農業用施設災害復旧事業費査定要領の一部改正について(令和4年4月1日付け農林水産省農村振興局長通知)、海岸及び地すべり防止施設災害復旧事業費査定要領の一部改正について(令和4年4月1日付け林野庁長官通知)、造業用施設災害復旧事業費査定要領の一部改正について(令和4年4月1日付け水産庁長官通知)、漁港関係公共土木施設災害復旧事業費査定要領の一部改正について(令和4年4月12日付け農林水産事務次官通知)	(1)対応方針記載のとおり措置済み(令和2年9月28日付け国土交通省都市局都市安全課、港湾局海岸・防災課、水管理・国土保全局防災課事務連絡、令和2年10月6日付け農林水産省農村振興局整備部防災課、林野庁森林整備部治山課、水産庁漁港漁場整備部防災課事務連絡) (2)机上査定(公共土木施設災害復旧事業費査定方針)の適用を受ける施設については300万円未満から1000万円未満に拡大した。また、机上査定の実施に当たって、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から行ってきたWEB会議方式による机上査定を平時においても選択可能とするともに、無人航空機を活用した画像や三次元データ等のデジタル技術の積極的な活用を行うよう地方公共団体に通知した。	